2024年10月1日発行　第24巻第10号（通巻584号）

LIBRA 2024年10月号

〈特集〉

2024 夏期合同研究

〈インタビュー〉

山岡デザイン事務所　山岡彩子さん　山岡怜二さん

東京弁護士会

後立山連峰縦走より

北アルプス立山連峰剱岳を望む

北アルプスの玄関口・扇沢の柏原新道から爺が岳・鹿島槍ヶ岳を経て、キレット小屋で一泊し、五竜岳へ向かいます。連日の秋晴れの稜線歩きは、剱岳・立山連峰を眺めて進むことができ、北アルプスの雄大な山々に囲まれて、荘厳かつ爽やかな気分になります。剱岳は、いつみても、どこからみてもカッコいい。

会員　佐藤 顕子（62 期）

LIBRA
東京弁護士会

CONTENTS
2024年10月号

特　集

02 **2024夏期合同研究**
- 全体討議
「遺言・相続案件における不動産評価の留意点―実践的な設例を踏まえて」
- 分科会（第1～第22）

インタビュー

18 **山岡デザイン事務所**
山岡彩子さん　山岡怜二さん

ニュース&トピックス

22 ダイバーシティ経営とサステナブルな働き方～2023年12月5日セミナーより

連 載 等

24 理事者室から
副会長の仕事　廣瀬健一郎

25 人権問題最前線
第30回　障害者スポーツセンター改修工事をめぐる人権救済申立事件　豊田憲生

26 憲法訴訟のいま
第3回　憲法53条東京訴訟・2023年9月12日最高裁判決について　伊藤 真

28 経験者に聞く弁護士任官ーSeason2ー
第3回　任官を通じて感じた魅力、やりがい等について　塩原 学

30 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告
「少子高齢化、在留外国人の増加の進展と家裁が扱う事件の変化について」村田智子

31 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第27回　太平洋戦争・臨戦態勢・敗戦〈その1〉　三澤英嗣

33 役立つ!会務活動
vol.20　日々の実務に役立つ！ 会社法部のご紹介　三木原健太

34 わたしの修習時代
酒と遊びの日々　24期　中島義勝

35 76期リレーエッセイ
セカンドキャリアとしての弁護士生活　生井みな絵

36 お薦めの一冊
『ひとりぼっちの政一』　保高睦美

37 コーヒーブレイク
シン・大運動会　入澤武久

42 インフォメーション

東弁公式キャラクター『べんとら一』

2024夏期合同研究

当会では毎年、直面する重要な課題について「夏期合同研究」を開催し、各委員会や法律研究部が議論・検討を行っています。本年度は7月8日から12日の5日間にわたり、昨年度同様Zoomを利用した完全オンライン方式で開催されました。22の分科会にはのべ887名、全体討議にはのべ139名が参加し、活発な議論が繰り広げられました。

全体討議の本年度のテーマは「遺言・相続案件における不動産評価の留意点」。弁護士が相続案件で不動産評価に関わる場合に、どのような点に注意し、専門家である不動産鑑定士といかに協同していくべきなのか。

LIBRAではこの興味深い全体討議の内容を始めとして、各分科会の成果を特集としてお届けします。

LIBRA編集会議　坂 仁根

CONTENTS

全体討議「遺言・相続案件における不動産評価の留意点―実践的な設例を踏まえて」（誌上研修）…… 2頁
- 弁護士と不動産鑑定士による春の不動産無料相談会報告
- 弁護士が不動産鑑定士に依頼する場合の一般論
- 事例検討（賃料増額請求、建物明渡請求）
- おわりに

分科会（第1～第22） …… 7頁

全体討議

「遺言・相続案件における不動産評価の留意点―実践的な設例を踏まえて」（誌上研修）

弁護士業務改革委員会は、弁護士業務の拡大及び効率化をテーマとして掲げ、各種部会やプロジェクトチームを中心に活動している。中でも遺言相続法律支援プロジェクトチームは、遺言相続問題の解決には弁護士の関与が最適解であること及びそれの周知、情報発信を通じて、業務拡大を行うことを目的としている。

東京都不動産鑑定士協会との友好協定に基づき始まった無料相談会を通じて、本来は不動産に関する相談を受け付けていたところ、実は相続の相談の一部であったということが多いという点に気づかされることとなった。相続は遺産の分割手続であるところ、遺産のなかでもその価値を評価するのが難しいものの一つが不動産であり、また権利関係が複雑になるのも不動産である。不動産の相談が実は相続の相談であったというのは納得といえる。このような観点から、不動産評価という側面にスポットを当てて、専門家である不動産鑑定士との対談を通じて、理解を深めるべく研究課題とした。

弁護士業務改革委員会委員長　松村 寧雄（58期）

全体討議

弁護士と不動産鑑定士による春の不動産無料相談会報告

弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援PT　中井 陽子（54期）

遺言相続法律支援プロジェクトチーム（以下「当PT」という）では、2022年度以来、東京都不動産鑑定士協会と、春の不動産無料相談会を開催している。相談会は、毎年4月に、JR新宿駅西口地下広場にあるイベントコーナーで開催され、各回とも午前10時から午後6時ころまで受付を行い、1コマ30分となっている。弁護士と不動産鑑定士で2名1組のペアを組み、10組の相談を一度に受けることができる。法律相談センター運営委員会の協力を得て、臨時相談名簿に登載されている会員に募集をかけ、毎回、40名の会員に相談担当員になっていただいている。本相談会の当会での所管は当PTであるが、専ら相談会の企画、当日の設営、相談者の配転、相談担当者への対応並びに相談者の呼び込みなど裏方に徹している。

相談件数は、2022年度は142件、2023年度は158件、2024年度は129件となった。3年ともに、相談のきっかけのほとんどは、「通りがかって」であった。相談内容は、不動産が絡む遺言相続の問題など、多くが遺言相続に絡むものであった。

通りがかった際に相談した内容が遺言相続に絡むものであることから、相談場所のエリアにもよるが、市民の方々が遺言相続の問題を日頃から抱えていることがうかがえる。相談者の男女差はほぼなく、相談者の属性は会社員か無職で、年齢層は60歳以上が最も多く、次に40歳から50歳が多いという結果になった。

相談者へのアンケートでは、回答者のほとんどが解決の目途がついた、参考になったという回答であり、満足度は高くなっている。2022年度は相談担当弁護士にもアンケートを実施したが、相談内容は弁護士対応が必要なものが多かったというものに加え、不動産鑑定士の方と知り合いになれて良かったという回答が多くあった。

弁護士が不動産鑑定士に依頼する場合の一般論

弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援PT座長　柿沼　彰（63期）

東京都不動産鑑定士協会理事・相談事業委員長倉持善栄不動産鑑定士に、座談会の形式で、弁護士が不動産鑑定士に依頼する場合の一般論を伺った。

相続税対策として不動産を購入することはよく行われているが、露骨な対策をした場合には路線価による相続税評価は否定され、不動産鑑定評価による相続

税評価がなされることとなるので注意が必要である（最判令4.4.19（民集76.4.411））。また、広大な無道路地など事業者にしか需要がない土地では、路線価による相続税評価を、不動産鑑定評価による評価が下回りやすいので、不動産鑑定評価を取得する実益が生じやすい（大阪地判平29.6.15）。

不動産鑑定評価においては、正常価格に限らず、限定価格、特定価格、特殊価格、新規賃料、継続賃料などの様々な価値が求められる。納期や報酬は、評価の対象（不動産の価格は安く、継続賃料は高い傾向）と提出するレポートの種類（不動産鑑定評価書は高く、不動産調査報告書は安い傾向）によって異なるが、多くの場合、無料で見積もりをいただける。

弁護士は、依頼者から、できるだけ高いまたは安い金額の評価が欲しいと求められることがあるが、不動産鑑定士は、公正妥当な範囲内で価格を求める義務を負う。しかし、依頼目的に応じた対象確定条件を設定できる場合があるので、事前の相談が重要となる。事前相談は無料で、評価額の大まかな見込みを伺うこともできる。

見積もりの際には、土地建物の登記情報、賃料増減額請求の際には賃料改定の経緯がわかる賃貸借契約書、ホテル等の事業用不動産では過去の損益計算書や将来の事業計画書等が必要となる。

事例検討（賃料増額請求、建物明渡請求）

弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援PT事務次長　平岡 雄一（64期）
同PT　田島 直明（64期）
同PT事務局長　板橋 晃平（71期）
同PT　三浦 裕和（71期）

1　共通設定

- 問題となる不動産は、東京23区内にある築50年の4階建て雑居ビル「べんとらビル」とその敷地で、その1階には、焼き鳥店「絆」が入居している。
- 30年前に、焼き鳥店店長であったAが独立することになり、同店の常連客であり「べんとらビル」を所有していたBが、空き室となっていた1階をAに安く貸すことにした。
- Aが開業した「絆」は、賃料が安いことから焼き鳥を安く提供できるため繁盛し、Bも常連客となっていた。
- 10年前、「絆」で配膳を手伝っていたAの妻が亡くなり、その後はAが1人で店を切り盛りしている。
- AB間の賃貸借契約は口約束であったが、6年前に、従前からの合意内容のままの賃貸借契約書が作成されている。
- 2年前にBが死亡し、55歳のCが「べんとらビル」を相続し、「絆」の賃料が周辺相場の半額であることに気づいた。CとAとは面識がない。
- Aは75歳で体力に不安があり、店の後継者もなく、持ち家も貯金もあるので、「絆」をどうするか悩んでいる。Aには2人の子供がおり、ともに家を出て家庭を持っている。Aは、妻に続いて友人Bが亡くなったことから相続を意識し、弁護士に相談していた。
- Cは、「絆」を訪れ、Aに対して、賃料の増額を申し向けたが、焼き鳥を値上げしなければならなくなることを理由に断られた。

2　ケース1（賃料増額請求）

(1)　概要

ケース1では、遺言により収益物件を取得したCが他のテナントと比較して賃料の額が低い「絆」の賃借人Aに対して賃料増額請求を行うという事案を題材として、不動産鑑定士の森本幸樹氏と竹内啓人氏から、賃料増額請求事件のポイントについて解説がなさ

れた。なお、事案設定においては、「賃貸人側が交渉戦略としてより高い賃料の提示を希望する」、「賃貸人側と賃借人側で保有している情報に差異がある」など、この種の事案にありがちな事情を盛り込んだ。

⑵　新規賃料と継続賃料

新規賃料とは、新たな賃貸借等の契約において成立するであろう経済価値を表示する適正な賃料をいう。

継続賃料とは、不動産の賃貸借等の継続に係る特定の当事者間において成立するであろう経済価値を適正に表示する賃料をいう。

賃料増額請求事件における裁判実務の場面では、相当賃料の判断に当たり、不動産鑑定評価基準により算出された継続賃料の金額が参考にされる。ケース1では、Cの強い希望により、敢えて新規賃料を参考にした賃料増額請求が行われたことに対して、Aが、継続賃料を参考に金額を争うこととした。

⑶　直近合意時点

直近合意時点とは、契約当事者間で現行賃料を合意し、それを適用した時点をいう。継続賃料は、直近合意時点から価格時点（賃料判定の基準日）までの事情変更を考慮するものであり、直近合意時点は事情変更を考慮する起点となるものである。

相続により権利を承継しただけでは合意があったとは言えないが、相続を端緒に賃貸人と賃借人の間で何らかの協議・合意がなされるとその時点が直近合意時点になりうる。

本件では、Bの生前である6年前に、従前からの合意内容のままの賃貸借契約書が作成されているので、この時点を直近合意時点とした。

⑷　継続賃料を求める鑑定評価手法

継続賃料を求める鑑定評価手法には、①現行賃料と新規賃料の差額に着目する差額配分法、②賃貸物件の利回りに着目する利回り法、③直近合意時点からの経済事情の変動に着目するスライド法、④賃貸物件の市場性に着目する賃貸事例比較法があり、これらによって試算した各賃料を重みづけして鑑定評価を行う。

不動産鑑定士は公正妥当な範囲内で鑑定評価を行うべき責務を負っているため、その範囲を逸脱することはできない。他方、個々の不動産鑑定士の判断や裁量により左右されやすい要素としては、差額配分法の新規賃料の水準、利回り法の継続賃料利回りの設定、スライド法において採用するスライド率、各手法による試算賃料の重みづけの調整割合などがある。

3　ケース2（建物明渡請求）

⑴　概要

ケース2では、賃貸人Cから賃借人Aに対して「べんとらビル」の老朽化を理由に賃貸借契約の契約終了を主張し、建物の明渡しを求めるという事案を題材として、不動産鑑定士の森本幸樹氏と竹内啓人氏から立退料（借地借家法28条において正当事由の判断として考慮されることとなる財産上の給付）の算定方法に着目した解説がなされた。

なお、「べんとらビル」は築50年であるが、未だ使用収益できないとはいえないため、Aは賃貸借契約の終了を否定したが、同時に、体力の不安等から「絆」をどうするか悩んでいたため、立退料の支払いを求めたこととし、事実上、立退料の争いとなっている状況を想定した。

⑵　立退料の算定方法

立退料の算定方法は決まっておらず、事案や立場に応じて様々な方法によって立退料の金額が算出されるが、大きく分けて、①借家権価格の全部又は一部を立退料として算定する方法（借家権価格を参考にする算定方法）、②公共事業によって地権者が移転しなければならない場合に、公共団体が地権者に対して、移転により通常生ずる損失、いわゆる通損補償の計算を行う基準（以下「用対連基準」という）に基づいて移転のための実費や移転に伴って発生する損失の補償額から算出する方法（用対連基準に基づく算定方法）及び③将来の価格上昇を踏まえた価格から算出する方法（限定価格に基づく算定方法）の3つの考え方がある。

ア　借家権価格を参考にする算定方法

借家権価格の算定方式は、①割合法（路線価図の借地権割合と借家権割合を参考に計算する方法）、②控除法（借家人がいる場合の不動産の評価額と借

家人がいない場合の不動産の評価額の差を借家権の価額とする方法）及び③差額法（現行賃料と標準賃料との差額に一定期間（残存賃貸期間など）を乗じ、一時金（権利金、敷金等）を加算したものを借家権の価額とする方法）が代表的な方法である。

イ　用対連基準に基づく算定方法

用対連基準は、元々公共用地の取得の場面の基準であるが、用対連基準において補償されるのは通常生じる損失（通損補償）であり、賃借人に補償される項目は①工作物補償（移転先の建物の内装、造作、設備等の補償）、②営業補償（営業廃止・休止補償、得意先喪失補償）、③移転雑費補償（仲介手数料、本店移転登記費、移転通知費）、④動産移転料補償（家財道具、商品・什器備品等の運搬費用）及び⑤借家人に対する補償（家賃差額、一時金（礼金、敷引等））があり、これらの各補償項目を合算して立退料を算定する。

ウ　限定価格に基づく算定方法

限定価格とは、正常価格（不動産市場において通常成立する適正な価格）を上回る価格のことである。ケース２では建物明渡後にディベロッパーによる周辺一帯に開発が想定されており、Ｃがディベロッパーに対して将来の価格上昇を踏まえた価格（限定価格）で、「べんとらビル」とその敷地を売却することが予定されるというものであった。

立退き自体は賃貸人と賃借人の問題であり、ディベロッパーは関係ないとも言えるが、立退きに関しては個別性が高いことから、周辺土地の所有者の状況、一帯開発後の不動産の増分価値（限定価格）等を考慮する余地がある。

おわりに

弁護士業務改革委員会遺言相続法律支援 PT 座長　柿沼　彰（63 期）

遺言相続問題を解決するためには、生前の相続対策や認知症への対処、財産の処分など、法律問題にとどまらない知見が必要となる。そこで、当ＰＴは、法律職の中で最も広範な業務を扱うことができる弁護士が中核となって、必要に応じて各分野の専門家の協力を得ながら、問題解決に取り組むことが最善であると考えている。

今回の事例検討では、リアリティを重視して、当ＰＴに所属する会員において実際に経験した事案を持ち寄って舞台設定を行った。被相続人の生前は、友人関係等の特別な関係を背景として、不動産が低額な賃料で貸し出されていたものの、相続に伴う賃貸人の交代に伴って賃料の見直しが行われるというのは、頻繁に見られる事案である。また、不動産の所有者が年齢を重ねれば、その分、所有する不動産も築年数を重ねるので、相続によって取得した不動産には老朽化の問題がつきまとう。さらに、東京という地域性も重要な要因となる。土地の価値が高いため、未だ使用収益が可能な建物も、これを取り壊して土地を再活用することが経済的に合理的である場面が多々ある。その場合、建物の老朽化を理由とした賃貸借契約の終了は認められず、立退料の問題に帰着する。

賃料の見直しにしても立退料にしても、弁護士だけで問題を解決しようとすると、互いの足元を見るような交渉になりがちである。しかし、不動産の適正な価値を評価する専門家である不動産鑑定士の協力を得れば、合理的な根拠に基づいた冷静な解決の可能性が高まる。

今回のテーマは、一見すると、主として不動産を扱っているかのようである。しかし、遺言相続をきっかけに発生した問題を、不動産鑑定士という専門家の協力を得て解決するという、当ＰＴの理念そのものの内容であると考えている。

最後に、全体討議にご協力いただいた東京都不動産鑑定士協会の皆様に心より感謝申し上げます。

分科会

第１分科会

刑事ＩＴ化に関する刑事訴訟法等の改正要綱について考える

刑事法対策特別委員会委員長　神谷 竜光（67 期）

刑事手続のＩＴ化をめぐる問題について、刑事訴訟法をご専門とされる福岡大学の新屋達之教授を招聘して、以下のような講演と質疑討論等がなされた。

刑事手続のＩＴ化は、2024年の法制審議会で要綱（骨子）が示された。しかし、非常に急な動きであって、その影響について根本的な議論がなされているのか疑問がないではない。

例えば、裁判を受ける権利といった憲法上の権利とＩＴ化の関係では、電子令状となった場合、令状審査は一層形骸化しないか。電磁的記録提供命令はコンピュータ監視法の強化にならないか、そもそも、自己負罪拒否特権等との整合性はあるのか。勾留質問・弁解録取のオンライン化は一定の要件下では被疑者が裁判所に連れて行かれないことを意味し、捜査の影響が切れないことになるのではないか。オンライン証人尋問は直接・口頭・公開主義といったそもそもの刑事裁判に関する要請を実質的に充足しているのか。訴訟文書のオンライン化といったときに、捜査記録の真正性確保が十分になされるのか。

これらの要綱（骨子）とは対照的に、オンライン接見や、オンライン取調べ、在監者のオンラインへのアクセス保障は残された課題のままとなった。

刑事手続のＩＴ化それ自体は避けがたいところがあろう。ただ、近時の刑事立法の動向には、検察官司法の現代化としての側面がある。そのため、弁護士・弁護士会としては原理原則の根本を考え、提言し、また、問題事例や意味ある事例を集積し検討していくことが重要となろう。

第2分科会

弁護士自治の意義を次世代に伝えていくために

司法改革総合センター副委員長　長井 真之（55 期）

本年度から新入会員向けクラス別研修における一コマで弁護士自治を扱うことになったが、当センターの弁護士自治問題・隣接士業検討ＷＧは、これまで２度に亘り、そのトライアルを実施してきた。本討議では、その第３弾として、予定される研修内容を中堅世代以上の参加者向けに実施して、参加者とのディスカッションも行い、研修内容の改善や深化に向けたアイデアや意見を得ることができた。具体的には、当センターの堂野達之委員長代行の趣旨説明に始まり、当センターの山本昌平委員（前年度担当副会長）による司会・進行の下、弁護士自治に関する６つの設例を元に、弁護士の懲戒権限が裁判所、法務省、市民団体などに属することになった場合に想定される事態について、参加者との間でディスカッションする形式で行った。

冒頭より、弁護士自治に造詣の深い会員より、高い見識と経験に基づいたコメントが相次ぎ、主催者側として何度もハッとさせられ、また、身が引き締まる思いであった。特に、弁護士自治は依頼者の利益を実現するためのものであり、弁護士本位ではないことを意識すべきとのコメントは、大いに肝に銘じるべき内容と感じた。研修内容については、概ね積極的な評価をいただいたが、参加者の意見やアイデアを踏まえ、設例の修正を行うなどして、本番に向けてさらに準備を進めていく方針である。

第3分科会

2つの「孤立」からの脱却
～公設事務所の刑事弁護の現場から～

公設事務所運営特別委員会委員　芝﨑 勇介（66期）

闘う刑事弁護として、尽くせる手段をすべて尽くす。問題解決型弁護として、依頼者の生活文脈の理解を試み、生きづらさの解消のために手を尽くす。この二刀流がパブリックのAdvocacyである。その一端をお伝えしたかった。

講師は、野原郭利、長谷川翼、馬淵未来、幡野博基各会員といった「公益弁護士」の精鋭たちと筆者である。

抽象的な方法論を排し、現実のケースから実践的な手法を抽出することに意を用いた。まずは高齢・障害・外国籍という類型に分けて、3つの弁護実践を紹介した。それを元に講師間で対話を行い、汎用性が高い知見を引き出した。身体拘束からの解放その他の防御の徹底が依頼者の支援へと途を開くこと、依頼者の生活史の聴取・調査が防御にも支援にも必要かつ有効であること、他職種とのかかわりを作り、維持し、様々な場に足を運ぶことで、弁護士としての能力・資源が豊かに育まれていくこと、継続的な支援の枠組みを作るために民事事件等の相談・依頼を受ける工夫などをお伝えできたはずである。

時として不本意な孤立が依頼者の刑事事件の背景にはある。弁護人はこれを解消する一助になりたいという想いを抱く。しかし、その時、弁護人も孤立に悩み、自分に何ができるのか惑う。パブリックはこれら2つの孤立の緩和に向き合いたい。

受講者が公設関係者ばかりだったのは哀しい。それでも実践を積み重ね、また広く会員に知恵を還元できる機会を持てることを願っている。

第4分科会

成年後見制度改正の動向を追う

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 成年後見部会部会長　野口 敏彦（59期）

本分科会では、現在法制審議会民法（成年後見等関係）部会で法改正に向けた議論が進められている成年後見制度について、同部会に幹事として参加されている早稲田大学の山城一真教授をお招きして、最新の議論状況に関する報告を行った。

冒頭で、当委員会の安藤博規委員からこれまでの議論状況の概要を報告いただいた後、山城教授から、法定後見について、①総論（議論の経緯・背景、成年後見制度と障害法との乖離）、②後見の開始（行為能力制限、法定代理の位置づけ、後見開始要件）、③後見人の選任（後見人の交代、本人による後見人の事前指定）の各論点に関する報告をいただくと共に、任意後見についても、監督の問題と任意代理との関係に関する報告をいただいた。

次いで、当委員会の吉野智委員から、日弁連の高齢者・障害者権利支援センターにおける議論状況について報告をいただくと共に、当職を含めた4者で、必要性・補充性の原則、類型論の動向、意思決定支援、任意後見制度における監督の要否・態様、任意代理・任意後見の普及、任意後見と法定後見の併用の各テーマについて、パネルディスカッションを行った。

ここまでの議論状況からすると、今後成年後見制度が「個別の課題に必要最小限の範囲で用いられる制度」になることは、ほぼ確実だと思われる。読者各位におかれては、改正後の新制度の円滑な運用のため、今後並行して議論される福祉法制の改正の動向についても注視いただければ幸いである。

第5分科会

LGBTQ　今直面する問題
―トランス排除言説に抗う

人権擁護委員会委員　古本 晴英（50期）

大阪弁護士会の仲岡しゅん弁護士を招いてお話を聞いた。仲岡弁護士はトランスジェンダーであることを明らかにして活動している。このことから誹謗中傷に加え、殺害予告が届き刑事事件に発展したこともある。自らの経験を紹介した上で、SNS上で行われているトランスジェンダーに対する様々な言説を類型化し、その誤りを指摘してもらった。陰謀論というべきものや、デマ、捏造まで行われ、差別をあおる投稿も多くあること、発信者の中に弁護士や研究者までいることが紹介され、問題の根深さが実感できた。

性自認だけで自由に温泉やトイレを選べる、トランスジェンダーと性犯罪者の区別が困難などの言説については、丁寧に問題点の指摘があった。トランスジェンダーは性別が「移行」していくものである。移行のプロセスは時間をかけて様々な側面で行われ、態様・程度は置かれている環境によって区々である。したがって、どのような施設利用が適切かは、本人の状況と環境に応じて適切に判断がなされていると実態を説明された。

このような視点を踏まえ、経産省トイレ利用事件判決（最判令5年7月11日）について、個別事例の判断だとの説明があった。また、性同一性障害特例法の違憲無効判決（最決令5年10月25日）についての当事者たちの受け止め方も紹介された。

差別表現やそれを許容してしまうのは、何よりも知識不足が原因であることが理解できた。今後も研修等を重ねることが重要だ。

第6分科会

弁護士のための中小企業に対する「SDGsコンプライアンス」実践法

中小企業法律支援センター SDGsプロジェクト・チーム副座長　田中 康一（60期）

当分科会では、「弁護士のための中小企業に対する『SDGsコンプライアンス』実践法」と題して、国連の定める持続可能な開発目標であるSDGsと「ビジネスと人権」の基礎的知識の確認のほか、SDGsと「ビジネスと人権」を統合した形での「SDGsコンプライアンス」に弁護士はどのように関与し、中小企業に対してアドバイスをしたらよいかについて報告した。

総論部分ではSDGsに関してコンプライアンス（法令遵守）との関係で弁護士こそがSDGsが規定する各ゴール達成について企業をサポートできること、その第一歩としてパーパス（自社の社会的存在意義）や人権方針策定をサポートすることを解説した。各論部分では、企業のステークホルダーである従業員、顧客・消費者、直接の取引先そしてサプライヤーとの関係、さらには公平な事業、環境・地域社会そしてガバナンスとの関係で法令遵守事項や自主的取組事項について弁護士が関わる視点や方法を報告した。

現在、SDGsや「ビジネスと人権」などサスティナビリティへの取組みは企業にとって重要な課題である。中小企業においても顧客・消費者のみならず大企業につながるサプライヤーとしての立場からもSDGsや「ビジネスと人権」対応は後回しにはできない。是非、一人でも多くの弁護士にSDGsや「ビジネスと人権」について企業のコンプライアンスの視点から理解を深めていただき、コンプライアンスを実践することの意味及び持続可能なビジネスモデルの構築に積極的にコミットメントを深めていくことを切に願う次第である。

第7分科会

健康食品の安全性
～紅麹と機能性表示食品の問題を中心として～

消費者問題特別委員会委員　小松 紘士（61 期）

本分科会の前半では、唐木英明東京大学名誉教授をお招きし、基調講演として、食品安全に関する基礎知識、健康食品市場の現状、健康食品を巡り生じている諸問題についてご説明いただいた。後半は、唐木名誉教授、西野大輔弁護士（秋田弁護士会）、当委員会の中川素充委員をパネリストに迎えパネル討論を行った。機能性表示食品制度については、紅麹を主成分とするサプリメントによる健康被害の判明を契機に、消費者庁が設置した検討会の議論を経て、食品表示基準（内閣府令）の改正案が公表されている。パネル討論では、改正案のうち、健康被害が発生した際の行政への報告の義務化及び製造管理手法であるGMP（適正製造規範）の導入義務化について議論がされた。西野弁護士からは、平成27年に規制緩和の一環として導入された同制度はこれまでに日弁連の意見書でも問題点が指摘されており、意見書では、安全性担保が不十分であることの他に、届出制で中身の審査がないことが指摘されてきた旨の紹介があった。唐木名誉教授からは、トクホでも機能性表示食品でもない「いわゆる健康食品」による被害が多いこと、錠剤・カプセル型の健康食品は、成分が凝縮され長期間摂取されるがゆえの危険性があり、将来の規制の在り方として、錠剤・カプセル型を対象としたサプリ法を制定することの提言があった。その他、被害者救済制度についても議論があり、健康食品の安全性につき理解を深めるのに有意義な研究会となった。

第8分科会

課税判断の硬直化
～インターネット副業で得られた競馬収入の所得税課税を題材に～

税務特別委員会委員　水村 佳和（73 期）

本分科会では、当委員会の委員４名により、インターネット副業による競馬収入（以下「本競馬収入」という）に対する課税判断を題材として、課税判断の硬直化についての講義を行った。

本競馬収入は、一定のノウハウに基づいた馬券の継続的な大量購入を特徴とするところ、その課税判断において、国税当局が、従来の競馬収入と同様に偶発的単発的なものであり一時所得として外れ馬券の経費算入を認めず巨額の課税処分をなす事態が生じており、上記特徴を考慮しない硬直的な課税判断ではないかと問題となっている。

講義では、まず、井手大展委員が、本競馬収入に関する２つの最高裁判所判決、営利目的による継続的な馬券購入による雑所得として外れ馬券の経費算入が認められたものを解説するとともに、両事案の比較を行った。そして、実際の事件の控訴審をベースに、今川正顕副委員長を解説兼進行役、井手大展委員、中村芳生委員及び筆者を各々訴訟当事者役及び裁判官役としたロールプレイを行い、訴訟当事者の主張・反論及び判決を通じ、国税当局の課税判断が先の事例の射程を狭く解する傾向にあること、その判断を訴訟段階で覆すことが容易ではないこと及びそれゆえに税務調査段階等早期に弁護士が関与する必要性をリスナーが感じられるように試みた。

第9分科会

英文契約入門
Warranty, RepresentationとIndemnityの違い

国際取引法部部員　深野 葉月（73期）

本分科会では、昨年度も本部会の夏期合同研究分科会において講師を務められた英国（イングランド・ウェールズ）及び米国（ニューヨーク州・ニュージャージー州）の弁護士資格を有する岩村浩幸部員により、英文契約入門として、Representation（表明）とWarranty（保証）の違い、Warranty（保証）とIndemnity（補償）の違い、Warranty違反条項やIndemnity条項におけるLimitation of Liability（責任制限）に焦点を当てた講演が行われた。

講演では、上記事項について、岩村部員の豊富な実務経験に基づき、英米法の観点から、主にM&A取引の場面における英文契約書を想定して、売主側・買主側、補償する側・補償を受ける側など取引のそれぞれの立場の視点で詳細な解説がなされた。ご参加いただいた方々との間の質疑応答も活発になされた。

英文契約書について作成や確認をする場合、補償する側はIndemnity規定について特に注意深く検討する必要があること、誤解や後の争いを避けるために英単語の意味を正確に理解して適切な英単語を選択することが重要であること、責任制限規定がある場合、何についての責任が限定されているのかについて文章全体の意味内容を正確に理解して分析することが大切であること、違反に関係する規定内容の検討においては実際に当該条項違反があった場合にどういう対応が実現可能なのかという想像力を働かせることが大切であることなど、英文契約書の作成や確認の際に即役立つ大変充実した内容であった。

第10分科会

インターネット上の誹謗中傷への対応と
法律事務所の情報セキュリティについて

弁護士業務妨害対策特別委員会事務局次長　清水 佳代子（68期）

本分科会では、前半で、斎藤悠貴委員が、リアルとインターネットを使用した複合的な弁護士業務妨害が増えてきている昨今の傾向を分析し、インターネットを通した業務妨害のきっかけや状況、被害の広がりについて報告した。その上で、インターネットによる誹謗中傷への基礎的な対処方法についての解説をした。

後半では、2024年6月1日に弁護士情報セキュリティ規程が施行されたことから会員の関心が高まっていると思われる法律事務所の情報セキュリティについて、北條孝佳委員から報告がなされた。日本弁護士連合会編集の「弁護士のための情報セキュリティ入門」の内容に加えて、パソコン初心者の弁護士が身に付けるべき基本的な知識や対策を分かりやすく概要図を用いて解説した。

妨害を受けた時は、身の危険を感じるだけでなく、自分に落ち度がなかったかなど悩み、精神的にも大きな負担がかかる。当委員会にも毎年多数の支援要請がなされ、妨害態様も多岐にわたる。弁護士に対する業務妨害は、落ち度がなくても受けるおそれがあり、いつ誰が受けてもおかしくない。本分科会での専門的な知見を持つ委員が発表した弁護士業務妨害の実態や対策などの内容は、このような妨害に対する確実かつ必要な備えである。そして、業務妨害を受けた際には当委員会の存在を思い出して、石川直紀委員長が冒頭で説明した支援要請の概要のとおり、一人で抱え込まずに積極的に支援要請をしていただきたい。

第11分科会

不法行為法実務の課題

不法行為法研究部部員　宮城 海斗（74期）

本分科会では、①間接損害（発表者：志賀晃部員）及び②廃業損害（発表者：神村大輔部員）についての発表が行われた。

まず、①間接損害では、最近の裁判例の事例をもとに、間接損害に関する基礎事項を確認しつつ、リーディングケースとされる最高裁判例の意義等について発表がされた。現在の実務では、間接損害に対する賠償は例外的な場面でのみ認められるものとされているところ、今回あらためてその契機となった最高裁判例やその後の下級審裁判例の傾向等について再確認を行ったことは、今後の事件処理の際に役立つことと思われる。

次に、②廃業損害では、廃業損害の意義について確認したうえで、廃業損害と財物（設備や在庫）の価値喪失・減少による損害との関係や、賠償の対象となる期間の認定に関する問題（後遺症逸失利益算定における労働能力喪失期間に対応する問題）等について発表された。現状の裁判例の傾向とその妥当性について、具体的なシミュレーションを活用しながら検討がされており、こちらの発表も大変参考になったのではないかと思う。

最後に、今回の発表内容について、当部のオブザーバーである花本広志教授（東京経済大学）から意見・感想をいただいた。

本分科会には30名程度の会員の参加があった。今回の発表により、不法行為法実務の更なる発展の一助となれば幸いである。

第12分科会

自動運転・弁護士費用保険にまつわる最近の動向

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長　神永 矩誠（64期）

本分科会では、近時の日弁連LAC（リーガル・アクセス・センター）の動向、弁護士費用保険の運用時の疑問点、自動運転における近時の状況の３つのテーマを取り上げた。開会の辞にて、伊藤委員長から、本分科会の趣旨説明があり、弁護士費用保険の拡大がなされていることなどの報告があった。第１部では、伊藤委員長から最初のテーマである近時の日弁連LACの動向に関しての報告、これに加えて、LACの研修の説明、LAC業務報告システムの報告があり、偶発事故に伴う刑事事件や人格権侵害による精神的苦痛に関する紛争にかかる弁護士費用の保険適用などの説明があった。第２部では、伊藤委員長及び筆者から、弁護士費用保険の保険金請求をする際の問題点を取り上げ、保険金請求にあたり疑義が生じうる事項については、事前に保険会社に確認及び協議すべき旨を報告した。第３部では、筆者から、次世代モビリティの文脈で議論される自動運転・無人運転が、運転手不足など国が抱える社会的課題を解決するために非常に重要な問題であることに加えて、国土交通省の自動運転のレベル分けに即して、現在の日本の状況、仮にレベル４の車両が社会に実装された場合に生じる法的整理について報告した。最後に、石田副委員長から、弁護士費用保険は様々なものが日弁連LACと保険会社が練り上げて商品化されており、積極的に利用されたい旨の報告があり閉会となった。

第13分科会

こんなに変わるぞ家族法制
── 離婚後共同親権・養育費・面会交流

法制委員会委員　林　祐介（71期）

法制委員会は、横山宗祐委員長による企画説明・令和6年民法改正等の法律の概要の説明に続き、以下の発表を行った。

第1部「共同親権」（稲村晃伸副委員長及び篠塚至研修員）は、親権とは・改正の背景／改正後に両親が親権者となる（共同親権となる）場合／（共同）親権の行使／適用時期／まとめ・残された課題の各項目について、民法の改正条文を中心に解説した。今回の発表では、改正条文の解説に力点を置いたことから、離婚事件を手掛ける会員の方々にとって報道などでは把握しにくかった各条文の理解に資するものになったと思う。

第2部「養育費」（棚橋桂介委員及び当職）は、はじめに／法定養育費制度の導入／養育費に先取特権を付与したこと／執行手続の負担軽減策や収入情報の開示命令などの裁判手続の規律の整備の各項目について、民法、民事執行法、人事訴訟法、家事事件手続法の改正条文を解説した。

第3部「面会交流」（稗田さやか副委員長及び棚橋桂介委員）は、はじめに／審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律／婚姻中別居場面における親子交流に関する規律／父母以外の親族との子の交流に関する規律の各項目について、民法、人事訴訟法、家事事件手続法の改正条文を解説した。

養育費及び面会交流の改正はいずれも子どもの健全な成長発達を支える重要なものである。改正直後の解説は、離婚事件を手掛ける会員の方々の理解に資するものとなったと思う。

第14分科会

間もなく判決「袴田事件」

再審法改正実現本部副本部長　古本 晴英（50期）

袴田弁護団から加藤英典弁護士（埼玉弁護士会）を招いて話を聞いた。はじめに、1966年の事件発生から現在までの経過に加え、犯人性を認定する根拠として使われた「5点の衣類」が、みそ漬け実験と法医学鑑定によって、捏造証拠であることを明らかにしたことなどの話があった。また、再審開始決定から再審公判開始までの準備、そして現に行われている再審公判について説明があった。再審公判は、公判の更新（刑訴法315条）に準じた手続を行った後に、新たな証拠調べが行われていることなど、極めて貴重な経験を聞くことができた。

袴田事件では、はじめの再審請求から43年、静岡地裁で再審開始決定があってからも既に10年が経過している。これについて加藤弁護士からは、請求審では弁護人に証拠開示請求権がなく、2014年になって警察の地下倉庫から取調べの録音テープが「発見」されたこと、開始決定に対して検察官が即時抗告、さらに特別抗告をしたために確定まで時間がかかったことが問題点として指摘された。

再審法改正実現本部の河井匡秀本部長代行からは、再審法改正を巡る国会の議員連盟結成の動きやこれに真っ向から反対する法務省の対応なども報告された。

判決期日は9月26日に指定されている。無罪判決を確信できる話が聞けたが、それで良しではない。袴田巌さんは判決時88歳である。検察官に控訴させず、速やかに無罪を確定させるべく、会員一同声を上げたいと思わせる話であった。

第15分科会

裁判官の職務情報提供の推進・活性化にむけて（弁護士へのアンケート結果もふまえて）

裁判官の職務情報提供推進委員会副委員長　平野　賢（53期）

本分科会では、事前に会員に行ったアンケート結果をもとに、参加者が実際に経験した裁判の実例も交えながら、あるべき裁判官像について熱心に議論がなされた。

事前アンケートでは、過去2年間で裁判官の問題のある職務行為に接した経験があると答えた会員とないと答えた会員はちょうど半数ずつであった。このアンケートや会員の意見を総合すると、全般的に、法的知識や素養といった点よりも、訴訟指揮に対する不満が比較的多く見られた。特に、一部の裁判官が、当事者に対して高圧的な姿勢を取るといった事例が複数報告された。この点に関しては、裁判官経験者の委員から、裁判官は自身の法廷しか見ることがなく、他の裁判官の法廷や訴訟指揮を見る機会が少ないという点が背景にあるのではないかといった指摘がなされた。

こうした点に関し、裁判官には人間性を育てる機会が必要なのではないかといった意見も出た一方、他方で弁護士でも法廷で関係者に高圧的な態度を取る者もいるといった指摘や、弁護士自身が裁判官を説得するために工夫が必要といった意見も出された。このほか、コロナ以降利用されるようになったWEB期日の功罪などについても議論がなされた。最終的に、夏期合同研究に伴う会員からのアンケートが貴重なものであり、今後も改善を続けながらデータ収集を継続し、その長期的な傾向も分析していくことが確認された。

第16分科会

日本語で復習！英語によるコモンロー勉強会

国際委員会副委員長　瀧澤　渚（67期）

国際委員会では、2021年より、当会会員全員に開かれたセミナーとして、「英語によるコモンローセミナー」を開催している。当委員会委員である外国法事務弁護士等を中心とした講師陣による全6回のセッションで、コモンローの概要、エクイティの概要、秘密保持契約、商事取引契約、訴訟手続及び仲裁手続について学び、初めてコモンローについて触れる会員から、コモンローの理解を深めたい会員等まで、幅広い層が参加できる内容となっている。

本分科会では、上記のうち第5回（訴訟）、第6回（国際仲裁・国際調停）分を、浅田委員、深野委員、池田委員の解説の下、振り返った。訴訟については、手続の流れ、訴訟提起前の行動、和解、証拠調べ手続、費用等、国際仲裁・調停については、長所・短所、費用と時間、執行の問題等に関して取り上げた。

質疑応答では、本編で講師を務めたドミニク・シャーマン外国法事務弁護士もご参加くださり、弁護士費用の敗訴者負担やPart 36 offersといった、実務上重要なルールに関し、興味深い議論がなされた。

本勉強会は、当分科会で活躍した皆様のほか、本編講師として、ホジェンス委員、ハンセン委員、フロスト委員、企画の発案者としてミュラー元委員長、企画者として樋口委員長、三好副委員長、ロセフ委員、澁谷委員、近藤委員、西村委員、当職が携わった、当委員会が総力を挙げて実施したセミナーであった。これらの皆様及び参加者として支えてくださった多くの委員・会員に感謝したい。

第17分科会

同一労働同一賃金の現在の課題と実務対応
～不合理な待遇差解消のための点検と見直しをどうすべきか～

労働法制特別委員会委員　丸山 和広（52期）

当委員会は、2021年（令和3年）に引き続き、その続編として、非正規社員の同一労働同一賃金に関し、4つのパートに分けて発表した。

この点、令和2年10月にメトロコマース事件、大阪医科薬科大学事件、日本郵便（東京・大阪・佐賀）事件の各最高裁判決が出ているが、まず、吉岡剛委員と野村亮輔委員が、昨年7月20日に最高裁判決が下された名古屋自動車学校事件を中心に、①定年後再雇用の事案に関し、次に、森田梨沙副委員長が、②諸手当・休暇に関し、さらに、八木隆委員と明石幸大委員が、③基本給・賞与・退職金に関し、それぞれ、令和2年最高裁5判決以前とその後の裁判例の分析及び実務上の注意点を発表した。令和2年最高裁5判決後の裁判例も、基本的にハマキョウレックス事件・長澤運輸事件の各最高裁判決及び令和2年最高裁5判決の判断枠組みを継承した判断がなされていた。最後に、友成実副委員長が、④不合理な待遇差解消のための点検・見直しに際し、実務上注意すべき点を、厚生労働省のマニュアルや令和2年最高裁5判決後の裁判例を通して発表し、各パートの後で芦原一郎委員から、補足や問題提起のコメントをしてもらった。

発表用資料については、発表者及び筆者のほか、安藤啓一郎委員、野田広大委員、加藤由美副委員長にも尽力いただいた。資料は、今後、不合理な待遇差解消の際に参照価値の高いものになったと自負している。

第18分科会

刑務所の医療について

刑事拘禁制度改革実現本部委員　氏家 宏海（61期）

刑事拘禁制度改革実現本部では、「刑務所の医療について」と題し、この問題に造詣の深い赤池一将龍谷大学名誉教授をお招きして、刑務所の医療の現状と課題についてご報告をいただいた。

監獄法を改正した刑事収容施設法は「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療の措置を講ずる」と定めているが、適切かつ十分な医療が提供されているとは言えない現状がある。まず、医療アクセスに問題がある。本来、診断は「医行為」であり、医師でなければ行えない（医師法17条）にもかかわらず、刑事施設においては、医師の診察の要否を、看護師または准看護師が行うことにより、医師による診療機会が最小化されている。この点は、応召義務（医師法19条1項）にも反している。次に、医療水準の問題がある。美祢社会復帰促進センターや月形刑務所など医療を外部委託している施設と比較すると、外部委託して民間の医師が診察した場合には、検査が4倍、画像診断が2倍行われている等、診察内容に大きな違いが生じている。結果、医療費にも約2倍の差がある。また、医療水準の維持のためには、学会等作成のガイドラインや転医義務等の医療規範の水準状況を監督する外部専門機関が必須である。

以上のとおり、今まで漠然と感じていた刑事施設における医療の問題を具体的に知ることができ、また、今後改善していくべき点を明確に表した貴重な報告であった。その後、活発な質疑応答が行われた。

第19分科会

海外からのオンラインでの法廷参加のために求められる施策

民事司法改革実現本部副本部長・民事国際化対応部会部会長　早川 吉尚

民事裁判IT化により送達・期日参加・尋問がオンラインにより可能となった。ところが、主権侵害（特に執行管轄権侵害）の懸念があることを理由に、裁判所は現在、海外からのオンライン利用を認めない方針である。もちろん、日本の裁判所が他国の域内で同国の同意なく物理的に裁判手続を行ったのなら同国の主権侵害は明白である。しかし、オンライン参加の場合でもそうなのか？ また、これを可能とする実務的な方途はないのであろうか？

この問題につき、第一に、法制審の裁判IT化部会の下に設置された「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会」の座長を務めた竹下啓介一橋大学教授から、同検討会及び法制審での議論状況につき説明がなされた。第二に、日弁連・民裁委員会副委員長の小柳茂秀弁護士から、同委員会についての現在の議論状況につき紹介がなされた。第三に、この問題につき日弁連意見照会に対して当会・国際委員会から意見書が提出されているが、これにつき吉田美菜子同委員会（前）副委員長から説明がなされ、また、Michael Mueller同委員会（前）委員長からは、国際訴訟における現実の必要性と欧州での現状について説明がなされた。

議論の末、オンラインでの法廷参加は主権侵害とみなさない旨を宣言しあう二国間行政取決めの逐次の締結が、これを可能とする実務的な方途であり、その実現を当会や日弁連から国や裁判所に働きかけていくことが肝要との考え方が示された。

第20分科会

「人種差別を許さない」訴訟について

外国人の権利に関する委員会研修員　竹之下 真穂（76期）

本分科会では、人種差別的言動をする男性から不実の通報をされた上、警察官による不当聴取と個人情報漏洩という差別的取扱いを受けた外国人母子に関する本事件の概要と本件訴訟の意義について、西山温子弁護士（第一東京弁護士会）に解説いただいた。

本事件は、外国人女性と3歳の娘が、公園で遊んでいたところ、「国へ帰れ」等と人種差別的言動をする男性から人種差別的暴言と暴行を受けた後、不実の通報をされ、さらに警察署で男性の言い分を認めるよう数時間迫られた上、住所等の個人情報を承諾なく男性に開示されてしまったことから、東京都を相手方とし、国家賠償請求訴訟を提起したというものである。

提訴に至った理由として、東京都公安委員会へ苦情申出を行ったが応答がなく、仕方なく提訴したところ、約半年後の年末に、訴訟係属中につき回答は差し控えると返答がきたことや、他の先進国のような国内人権機関が日本に存在しないため、他に救済の手段がなかったことが指摘された。

本件訴訟について、人種（外国人）差別を訴えることに加え、人種差別撤廃条約といった国際人権からの理解が非常に重要な事案であり、レイシャル・プロファイリングという観点からも意義があることが説明された。

本年5月に言い渡された第一審判決については、原告の請求はいずれも棄却され、6月に東京高等裁判所に控訴されており、公正な社会の実現のために、引き続き本件訴訟に注目していきたい。

第21分科会

裁判員経験者から学ぶ
～求められる刑事弁護活動～

裁判員制度センター副委員長・制度検討部会部会長　伊藤 祐介（68期）

本分科会では、専修大学法学部の飯考行教授が主催する「裁判員ラウンジ」に協力を依頼し、飯教授及び裁判員経験者２名をお招きした上で、当委員会の委員も交え、議論を行った。その内容としては、裁判員経験者２名がそれぞれ担当された各事件について、事案の概要を報告していただき、公判手続の流れに沿って弁護人の弁護活動を振り返りつつ進行した。

どちらの事件の弁護人の弁護活動も裁判員経験者から評価が高く、弁護人として学ぶべき点が多々見られた。例えば、裁判員経験者の感想として、

- 冒頭陳述で弁護人から立証責任の説明を聞き、弁護人の威風堂々とした姿勢も相まって、聞いていて身が引き締まる思いだった。
- 性犯罪の被害者尋問の際、聞いているだけで辛い尋問が続いたが、弁護人の配慮が感じられたことで、弁護側のマイナスイメージにつながらなかった。
- 最終弁論と冒頭陳述の主張が一貫していることはもちろん、証拠調べを踏まえて明らかになった点が、弁論で簡潔にまとめられており、分かりやすかった。

等の声があった。

他方で、裁判員経験者の事件報告を伺う中で、裁判員制度としての今後の問題点・改善点も見受けられた。例えば、

- 公判期間が長期にわたる事案では、年度が変わることで、裁判員の進学、就職、職場の異動等が生じ、裁判員の職務を継続することが困難となる場合があった。

等の意見も出た。

裁判員制度は本年で施行から15年を迎えた。同制度の見直しやさらなる改善も含め、当委員会は調査・検討を続けていく。

第22分科会

「宮本から君へ」最高裁判決は何を残したのか

憲法問題対策センター事務局長　棚橋 桂介（66期）

2023（令和5）年11月17日、最高裁第2小法廷は、映画「宮本から君へ」の製作活動に対して助成金を交付しないとした独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長の決定が裁量権の範囲を逸脱・濫用したものとして違法であるとする判決を言い渡した。この判決は、助成金の交付という局面において芸術表現の自由の価値を重視する判断を示したものとして画期的であることに加え、一般的な公益が助成金の交付の判断に入り込むことの危険を指摘している点でも意義が大きいものといえる。

本分科会では、上記訴訟において意見書を執筆された日本大学大学院法務研究科の蟻川恒正教授を講師にお招きし、意見書に書かれた内容、最高裁が問題をどのように把握しどのように応えたのか等についてお話を伺った。

蟻川教授からは、上記判決は上記理事長の決定が憲法21条1項に直接違反すると判示したものではないが、裁量の逸脱・濫用の有無の判断にあたって同項の趣旨を十分に踏まえた判断を下していること、その際、芸術的な観点からは助成の対象とすることが相当といえる活動に対し一般的な公益が害されることを理由とする交付の拒否が行われることから生じる「萎縮効果」を問題とし、その「萎縮効果」は交付を拒否される相手方にとどまらず表現者一般に広く及ぶものとして捉えられていること等につき、非常に示唆に富むご講演をいただき、質疑応答も含め大変濃密な時間となった。

山岡デザイン事務所

山岡彩子さん 山岡怜二さん

本年３月に公表された当会の公式キャラクター「べんとらー」。

今回は、グランプリを受賞された「べんとらー」の生みの親、山岡デザイン事務所の山岡彩子さんと山岡怜二さんにお話を伺いました。

特別選考委員の荒木飛呂彦先生から、「ポージングにおおらかさがあり、キャラの中に温かさと頼もしい友達のような魅力があります。」とコメントをいただいた「べんとらー」は、どのようにして誕生したのか、これからどう活躍して欲しいかなど、お二人の想いを語っていただきました。ますます「べんとらー」を好きになっていただけたら幸いです。

聞き手・構成：濵島 幸子
写真撮影：坂 仁根

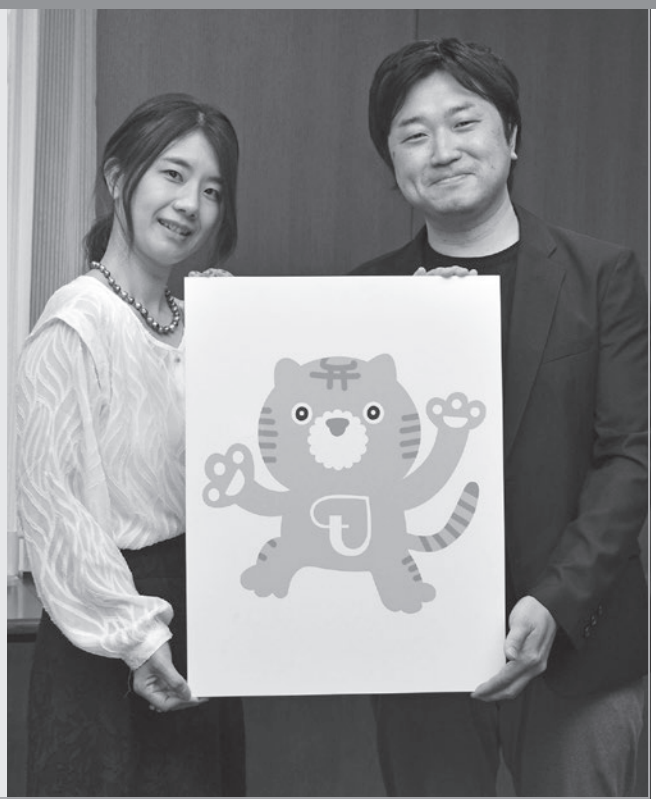

── デザイナーを目指された理由をお伺いできますか。

彩子：幼少期から絵を描いたり、何かを作ったり、自分の世界観を表現することが好きだったので、その道に進学、就職をして、この道に入りました。

── 最初は広告会社にお勤めだったんですね。

彩子：そうです。最初は東京で映像関係の仕事に就いたんですが、その後アクセサリー関係の会社の方に入りまして、そこでグラフィックやパーツのデザインだったり、イベントの企画だったり、そういったこともやらせていただいていました。実際にアクセサリーを作ったり、ポスターを作ったりもしていました。

── 怜二さんはいかがですか。

怜二：私は、デザイン、イラストを描くのが好きで大学で学んでいたんですけど、立体制作にも興味を持つようになり、着ぐるみのメーカーに就職しました。キャラクターやおもちゃが好きだったというのもあって、その後は玩具メーカー、グッズメーカーなどにも勤めました。そこでいろいろな知識を得て、自分のオリジナルキャラクターも描きたいなという思いが募り、今に至ります。

── マスコット・キャラクター・デザインに特に注力されていることには、何か理由があるのでしょうか。

彩子：我々のバックグラウンドがもとですが、キャラクターを使ったビジネスというのは、サービスの認知拡大に視覚的効果があることはもちろん、ほかのマスコットとのコミュニケーションツールにもなるし、今って若い方だけじゃなくて、大人の方もマスコット好きの方って結構いらっしゃって。SNSの時代なので、情報量やスピードがすごく速いから、それをうまく使えば、我々の想定を超えた効果があるんじゃないか、需要はすごくあるんじゃないかと思っています。

怜二：キャラクターは、作った後のグッズ展開等、自分たちで育てるところも担えるので、私たちの強みとしてやっています。

── どんな時に今のお仕事のやりがいを感じますか。

怜二：たくさんの方に喜んでもらえるのがとても嬉しいです。私の子供たちも描いている途中に、「目が可愛くないよ、色はこっちの方がいいよ」などたくさんのアドバイスをくれます（笑）。グッズになって喜んでいる姿を見るのはやりがいを感じます。

彩子：基本的にキャラクターって、できたら私たちの手元から離れていくものなので寂しい一面もあるんですけど、私たちのアイデアが世間の皆さんに認知されて、喜んでいただいたり、かわいい、面白いという声を聞いたり、誰かや何かの助けになったりすると、すごくやりがいを感じますし、心から嬉しく思います。

── 家事育児と仕事はどのように分担されているのでしょうか。

彩子：うちは自宅兼事務所なので、子供たちには仕事のことをよく理解してもらっています。でもポリシーとして、食事と掃除には手を抜かないように気を付けています。特に、家はどんなに忙しくてもきれいにしておきたい。仕事場ということもありますけど、きれいにしておかないと頭の中が乱れてしまうので、そこは厳しくやっていて。

彼も子供が好きなので、家事、育児はよくやってくれています。

怜二：どうでしょう（笑）。

彩子：家庭をおろそかにしていい作品は生まれないよね、ということは共通認識です。子供たちには我慢させてしまうこともあるけど、自分たちが頑張っている姿やずっと残っていくようなキャラクターができれば、大人になったときに理解して喜んでくれると思っています。

── 作品を作るときに心掛けていらっしゃること、気を付けていらっしゃることはありますか。

彩子：商業デザインというのは、自分の感性、クリエイティビティだけを発揮できるものではありません。クライアントがどういうことを考えていて、どんな相手に向けてデザインしていきたいか、というところを注意深くヒアリングして、まずは要望を私たちが理解することが大事です。例えば、ブランドコンセプトとお客様が訴求したい内容が一致しないことがあった場合、そこで適切な表現を導くというか、求める形にするお手伝いをするのがデザイナーの役割かなと考えています。

あとは常に情報収集をしています。キャラクターは今たくさんあるので、知らずに似たようなキャラクターを考えてしまうことがあります。描く前と描いた後も、そこは気を付けていますね。

── 確かにトラのキャラクターというだけだと似てしまうと思うんですが、「べんとらー」はすごくいろいろな工夫があり、独自のデザインにしていただきました。

彩子：目もまん丸ではないんですよ、よく見ると。機械的にならないようにデザインしました。

── 今回の公募に限らず、コンテストのようなものには応募されていたんですよね。

怜二：いろいろとチェックはしていましたが、特に今回は選考委員に荒木飛呂彦先生がいらしたのが大きいです。すごいファンなので、もうこれはぜひともと（笑）。

── 十分にヒアリングをして作る場合は、依頼者の要望が共有できると思うのですが、今回の公募のような場合は要望がつかみづらいのではないかと思います。そこはいかがですか。

怜二：基本的には私がアイデアをたくさん出して、思い付く限り好きなように描いています。そこから何案かに絞って方向を決めていくという作業になります。依頼者が求めているものは何かというのは妻が情報を集め、まとめる作業を行います。役割分担ですね。自分の描きたいものを描いてしまうと、それこそアートじゃないですけど、目立つものだったり、ちょっと気持ち悪いものだったりと、奇抜になってしまうので、やり過ぎた場合には妻が指摘してくれます。

彩子：彼はすごく小さい情報でもキャッチするのがうまくて、結構詰め込んでしまって、アイデアが増えすぎてしまうので、それを軌道修正するのが私の役目というところもありまして。

── お二人で意見が違ってしまうときは、どうやってすり合わせをするんですか。

怜二：どうでしょうね。プレゼンのし合いでしょうか。

彩子：採用率は五分五分ぐらい（笑）？

―― プレゼンをして説得し合うということですか。

彩子：そうですね。最終的にお互いが嫌だなと思ったまま完成するということはもちろんないです。

怜二：先ほどもお話ししたように、まず私が好きなように描き進めます。妻の方が客観的に見られているので、最終的には意見を取り入れた方が上手くいっています。

彩子：自分たちがこうしたいというのも当然あるんですけど、それが年齢層だったり、客層だったりということをまず考えて意見を言いますね。でも、彼の理屈やセオリーもあるので、あ、確かにそうかもな、ということも多く、一概にどっちがどっちということではないと思います。

―― 「べんとらー」はお二人の中での協議はスムーズにいった方ですか。

彩子：最初の時点で、色やフォルムもいいけど、もうちょっとという感じだったんです。そこからどんどんよくしてくれました。

怜二：アウトラインあり、なしもすごく悩みました。あった方が印象に残り、目立つのかなというのもあったんですが、なしの方がスタイリッシュできれいに見えると思って。

―― いろいろな「べんとらー」があったんでしょうか。

彩子：目がTになっていて、鼻がロゴ、おなかにヒマワリで、口の周りはただの丸になっていたものなどもありました。これだとちょっと目が眠そうだよとか、印象に残らないとか、言いたいことを言って方向を決めていきました。

―― ベンガルトラというモチーフは比較的早めに決まったんですか。

怜二：「べんとら」というアプリがあるとわかってからは、もうこれしかない、となったんですけど、それまでは弁護士からイメージできるキャラクターで、フクロウとかペンギンとかも考えました。でもそちらは他会でもやられていたので。

彩子：「ベンゴリラ」というゴリラの案もあったんですが。

怜二：ゴリラはたくましいイメージがあるんですけど、どこまでかわいく描けるかという不安もあって、これは違うなとなりました。

彩子：あとは、色ですね。しましまの色が、ロゴの色とマッチするかなと。

怜二：アプリは東京弁護士会独自のもので面白いと思ったので、これをキャラクターが紹介する絵が浮かんで、トラがいいなと。他の弁護士会にトラはないかなとか、東京とトラの関係性とか、東京の動物園にトラがいつ来たとか、そういうのも調べました。ただのトラではなく、ベンガルトラは、弁護士の「弁」とリーガルの「ガル」になるのも決め手となりました。

―― モチーフが決まってからのデザインのこだわりなどを教えていただけますか。

怜二：正直なところ、弁護士に対する明確なイメージは持っていなかったので、だじゃれを優先したところがあります。「弁」と頭に入れて、5本と4本の頬の縞で「べんごし」とか。ただ、なるべくシンプルにはしたくて、3色でできているのもその点からです。ぱっと見で弁護士会とわかるというよりは、グッズなどを普通に身に付けていてもいいなというようなかわいいキャラクターにしたいと思っていました。全員が大好きというのはなかなか難しいですけど、使っていくうちにかわいいなと思えるかどうかもそのキャラクターの要素かと思います。表情が変わればかわいくなるかな、愛着が持てるようになるかなということも意識してデザインしました。

彩子：既存の弁護士会のキャラクターとは全然違うものというのは、前提でありました。あとは、まず会員の方に愛されるキャラクターですね。「べんとらー」と語尾を伸ばしているのも、絵を見ていなくても名前の響きで、優しそうだなとか、愛嬌があるなという感じになるようにこだわった点ではあります。立体化したものに小さいお子様が触れ合ったときに、かわいい、もふもふしているねと思ってもらうことも狙っていました。

―― 弁護士会に対する印象はあまりなかったんですね。

怜二：弁護士さんとは本当にかかわりがなくて。ただ、他の弁護士会にキャラクターがあるというのは知っていました。弁護士さんはちょっと堅いイメージというのもあって、かわいいキャラクターを必要とする場所はあるのかなと思っていました。

彩子：東京弁護士会は日本の中で最大規模と聞いていたので、すごいなという壮大なイメージしかなかったんですが、かかわってこなかったからこそ、面白い作品ができるのかなという期待もありました。

―― 触り心地も含めてご検討いただいたというのは、お二人とも立体デザインやグッズ制作にかかわっていらっしゃったということが大きいのでしょうか。

彩子：そうですね。実際に物を作っていたので、この形や色だとグッズ化したときに作りにくいとか、色が乗らないとか、展開を考えてデザインしています。グッズ化が難しいと、いくら気に入ってもちょっとここはやめておこうと。

―― 荒木先生からは「ポージングにおおらかさがあり、キャラの中に温かさと頼もしい友達のような魅力」があるとコメントがありました。

怜二：すごく嬉しいですね。表情がおとなしい分動きは欲しくて、このポーズにしました。

彩子：立体化したときにみんなでやれるポーズとか、そういうところも含めて考えました。口まわりはもふもふしていた方が、立体化したときにかわいいなとか。

怜二：口は描くか描かないか、すごく迷いました。弁護士だからこそ口は必要かなと思ったんですが、かわいさ重視で。何パターンかできれば、展開で口もあるなしできるので。

―― 四コマ漫画もかわいいです。

怜二：やっぱり四コマになるとキャラクターが動くので、見ていただいた方の気持ちも入りやすくなるかなと。サブキャラクターには白黒をつけるという意味と東京は上野動物園のイメージもあるので、パンダを登場させました。

―― 本当に全部にいろいろな意味を込めてくださっていますよね。

彩子：好きなんですよね、そういうのが。

怜二：だじゃれ、好きですね。

―― 我々としても、キャラクターが弁護士や弁護士会に親しみを持ってもらう一つのきっかけになればと思うんですが、お二人から見て、弁護士を身近に感じてもらうにはどうすればいいと思いますか。

怜二：身近な問題に対して、こんなことを相談していいのかなというのがあると思うので、キャラクターが優しく迎え入れてくれ、気軽に相談できるように窓口となって活躍してほしいです。

彩子：簡単な言葉で表現したり、平仮名をたくさん使って「べんとらー」がしゃべるとか、若い世代にPRするためにSNSを活用して、見やすいビジュアルを作って見てもらうことですかね。難しいというイメージを払拭するために、入口が入りやすくなればいいと思います。

―― これから「べんとらー」にはどのように活躍してほしいですか。

怜二：着ぐるみやぬいぐるみも見てみたいですね。

彩子：弁護士と市民の架け橋となるような存在になってほしいです。市民の方が、「べんとらー」を見ると安心できる身近な存在、自分の味方なんだと思ってもらえる、そういうキャラクターになってほしいです。

プロフィール

山岡デザイン事務所
2024年3月当会公式キャラクターグランプリ受賞。

やまおか・あやこ
1984年愛知県生まれ。広告会社、ファッション関連企業を経て、2014年にデザイン事業を立ち上げる。現在はアートディレクターとして、マスコットキャラクターのプロモーションを提案している。

やまおか・れいじ
1983年愛媛県生まれ。着ぐるみ制作会社、グッズ制作会社を経て、現在はキャラクターデザイナー、イラストレーターとして活動中。生み出したキャラクターの成長を見守りながら、3人の育児にも奮闘中。

ダイバーシティ経営とサステナブルな働き方 ～2023年12月5日セミナーより

男女共同参画推進本部 事務局次長　大和 加代子（59 期）
同 委員　小林　香織（68 期）

昨年12月に当会男女共同参画推進本部が主催したセミナー『ダイバーシティ経営を弁護士業務と事務所経営に活かす!! サステナブルな働き方とキャリア形成の両立を目指すスマート化・顧客獲得法とは!!』で、佐藤博樹東京大学名誉教授・中央大学ビジネススクールフェローと髙橋喜一弁護士（第二東京弁護士会）に、法律事務所経営に役立つダイバーシティ＆インクルージョンの知識とワークライフバランス実践のアイデアをご紹介いただいた。平日の午後3時から、弁護士会館でのリアル開催のみのイベントながら、約50名の弁護士が参加し、アンケート回答者の約9割が満足と回答するなど大変好評であった。本稿では、アンケートで特に好評だった点を中心にセミナーの内容について紹介し、アンケートから浮かび上がった課題感について報告する。

1　講師紹介

⑴　佐藤博樹教授

1996年東京大学社会科学研究所教授、2014年中央大学ビジネススクール教授。内閣府・男女共同参画会議、仕事と生活の調和推進官民トップ会議等の委員を歴任。『新訂・介護離職から社員を守る』（共著、労働調査会）、『ダイバーシティ経営と人材活用』（共編著、東京大学出版会）、『多様な人材のマネジメント』（共著、中央経済社）等、著書多数。

⑵　髙橋喜一弁護士

複数の民間企業勤務を経て、2008年弁護士登録。現在は顧問業務を中心に執務。ITを活用した業務効率化、顧問先獲得に関するセミナー講師としても活躍している。著書『ゼロから信頼を築く弁護士の顧問先獲得術』（学陽書房）は、弁護士会館ブックセンターで4か月連続ベスト10入り。

佐藤博樹教授

髙橋喜一弁護士

2　誤解の多いダイバーシティ経営（佐藤教授）

佐藤教授からは、まず、一般企業におけるダイバーシティ経営について、次に、育児や介護と仕事の両立についてお話いただいた。紙面の都合上、概要のみ紹介する。

⑴　ダイバーシティ経営

ダイバーシティ経営というと、『女性ならではの感性』や『外国人ならではの意見』を取り入れた商品開発等の例があげられがちだが、それは誤解である。ダイバーシティ経営とは、属性だけでなく、異なる価値観を持った多様な人材を活かし、それぞれが能力を最大限発揮できる機会を提供することによって、イノベーションを起こし価値創造につなげていく経営のことをいい、その実現の鍵は多様な人材が能力を発揮し経営に貢献できるような仕組みづくりにある。

はじめに重要なのは、①『理念統合』経営を行っていくこと。価値観を含めて多様性のある環境では弱くなりがちな組織の求心力を高めるため、構成員を『経営理念・ビジョン』によってまとめる必要がある。そして②多様な人材が活躍できるよう、従来の時間的制約がない（残業し放題）社員を前提としたフルタイム勤務と残業を前提とした固定的な仕事管理・働き方から、育児・介護・通学・趣味等

仕事以外の様々な『ライフ』の充実のために時間を確保したい多様な『ワーク・ライフ社員』を前提とした仕事管理・働き方に変えていくこと。時間を追加投入できる資源と考えて長時間労働をよしとしていた風土を改め、時間を有限な経営資源として意識し、所与の範囲内で付加価値を最大化させるような管理をしていくべきだ。課題は、どうやって平日の時間のゆとりを実現させていくかで、育児や介護等の両立支援制度の制度面での充実よりも、そのような制度を長期活用しなくてもフルタイム勤務で無理なく両立できるような全社員の働き方改革が重要になる。同時に③多様な部下をマネジメントできる管理職の育成・登用や④『心理的安全性』*1の担保された職場の構築も必要だ。最後に⑤『イントラパーソナルダイバーシティ』（個人内多様性）、つまり、個人が多様な経験や知見や考え方を持っていること。仕事以外の場で、親・子・学生等多様な役割を担うことで、異なる価値観を知る機会となり、これまでの自分の価値観の相対化に役立つ。多様な価値観の受容や異なる環境への適応力を高めることに繋がり、管理職が部下の考え方を理解しながらマネジメントすることにも貢献する。これら５つが、ダイバーシティ経営実現のための柱となる。

⑵　ライフイベントと仕事の両立

仕事と子育ての両立には、育児や家事をパートナーと分担し、両立支援制度を利用する場合もカップルのそれぞれが活用し、できるだけ両立支援制度の利用期間を短期にすることが望ましい。

一方、介護は始まりと終わりを事前に予測できず、長期化することも多い。仕事との両立には、直接的な介護は専門家に任せ、要介護者の家族は介護サービスのマネジメントと要介護者への精神的な支援を担うという分担が基本となる。つまり、介護休業制度は、自分で家族を介護するための制度ではなく、急に始まった介護をどのように行うか体制を構築するための時間を確保するための制度である。親がいる限り、介護は他人事ではない。始まりが予測できない以上、介護の問題に直面する前に両立に必要な基礎的な情報、対応や行動を理解しておき、介護の課題に直面した際には専門家のアドバイスを得ることも必要である。

自分で直接介護を担うのではなく、仕事と介護の両立を可能にする体制を考え、整えるための時間を確保したり、自分の時間を大事にするためには、働き方改革が不可欠となる。

3　法律事務所における業務効率化と顧客獲得（髙橋弁護士）

精神の安定は経営の安定から。健康な人生の第一歩はお金と時間の余裕から。髙橋弁護士からは、弁護士がお金と時間の余裕を得るためのノウハウとして、顧問先獲得法やＩＴを活用した法律事務所の業務効率化について具体的にご紹介いただいた。リアル開催の利点を活かし、信頼獲得のための身だしなみの整え方、顧問先との付き合い方等、他では聞けないようなお話も多く、参加者が身を乗り出すようにして熱心に聞いている様子が印象的だった。本紙面で紹介しきれない部分は、ご著書を参考としていただきたい。

4　まとめ

企業におけるダイバーシティ経営と法律事務所や経営ノウハウや業務効率化は、一見すると全く違うもののようにも思えるが、実際には、そこで働く人々が着実にキャリアを積み、結果を出しながら長く働き続けられる仕組みを整えるという点で同じである。受講者アンケートでも、佐藤教授のお話と髙橋弁護士のお話は理論と実務の組み合わせ的だった、ワークライフバランス・業務効率化を重視すべきという考えが徹底していて心強かった等の意見があった。意外だったのは、仕事と介護の両立に課題を感じている参加者が多く、両立を実現するための手段として、経営や執務環境を改善してワークライフバランスを整えたいという意見が目立った点だった。会の研修は法律に偏りすぎ、それ以外についてのインプットも必要ではないかという意見もあり、事務所経営や弁護士のワークライフバランスに関する情報提供に対する需要にも気づかされた。

＊1：組織の中で自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる状態のこと。

理事者室から

副会長の仕事

副会長　廣瀬 健一郎（50 期）

主な担当業務：司法改革、司法修習、法曹養成、夏期合研、法廷、新進会員、若手支援、活動領域、高齢者・障害者、犯罪被害者、骨髄等提供、災害対策、労働法制、公益通報、弁護士任官等

1　はじめに

弁護士会館５階と６階の窓から向かいの日比谷公園を見ることができます。

４月に副会長に就任した時には桜を見ることができました。いつの間にか日比谷公園から蝉の声が聞こえるようになり、この原稿を書いている８月15日まで瞬く間に時が過ぎました。

本稿では、副会長がどんなことをしているかをご紹介します。

2　会議

⑴　理事者会

当会会則43条１項は、「会務の執行は、会長及び副会長の合議による。」と定めています。この合議が理事者会と呼ばれていて、総会付議事項、常議員会付議事項をはじめ、会務の重要事項はすべて理事者会で審議され、決定されます。

理事者会は、週２回のペースで、２時間ないし２時間半開催されます。意見が分かれる議題もあり、１回の議論では結論が出ず、持ち越されることも珍しくありません。

⑵　総会、常議員会

役員は、総会、常議員会に出席して、会務の状況を報告します。月１回のペースで開催される常議員会では、副会長が担当議題についての趣旨説明を行います。

3　委員会

各副会長は、委員会に他会や裁判所との協議会などを加えると30から40の会議体を担当しています。

委員会への出席は、副会長のフルタイム出席を必要とする委員会は少数で、多くの委員会には、副会長は一部の時間帯に出席しています。別の委員会などの会務が重なった場合、調整できる場合は一部出席し、調整できない場合は欠席することもあります。

ほとんどの委員会にはZoom出席が可能ですので、会館外からZoomで出席することもできます。

4　決裁、職員との打ち合わせ

日々行う決裁は、紛議、懲戒に関する決裁を除き、パソコンのソフト上で電子決裁を行います。会から貸与されるノートパソコンは持ち出せないものの、リモートソフトでプライベートのパソコンから会のパソコンにアクセスして画面を操作することができ、会館にいなくても決裁することが可能です。

また、日々職員が対応に迷う件について相談に来ます。時間が空いたときに、職員の執務スペースに顔を出すと、職員から声が掛かり相談を受けることがしばしばあります。

5　チームで働く喜び

当会の熱心で真面目な職員と同じ弁護士会のスタッフとして協働することは新鮮で心が躍る経験です。また、会長や他の副会長と会の方針について議論したり、他愛のない話で笑ったりする時間がかけがえのない時間となっています。

6　職の重さ

担当委員会の委員が人権を擁護し、弁護士自治を支える活動に熱意を持って時間を捧げている姿を見て、日々心が洗われる気持ちになり、尊敬の念を抱かずにいられません。その委員のメンバーが、副会長に対して敬意を持って接してくださることは、光栄なことであり、同時に副会長職の重さを感じさせます。

7　在館時間

並外れた決意と責任感をお持ちで毎日朝８時から18時過ぎまで在館されている二瓶筆頭副会長を除き、副会長は、平日５日間のうち、おおむね３日半程度在館し、夏休みも数日取得しています。電子決裁は会館外でもできますので、日中常に在館することが必須ではありません。また、裁判期日がTeamsで開かれる案件は、会館から期日に参加することができ、支障を感じることはありません。

8　むすびに

いつのころからか日比谷公園の緑を眺めるとき、この緑が散り、桜が咲くころに次の副会長にバトンを渡すのだと考えるようになりました。その時までに、少しでも当会をよくできるよう、力を尽くしたいと考えています。

人権擁護委員会連載

人権問題最前線

第30回　障害者スポーツセンター改修工事をめぐる人権救済申立事件

人権擁護委員会副委員長　豊田 憲生（65期）

1　事案の概要

東京都障害者総合スポーツセンターは、東京都北区に所在する、昭和61年開設の障害者専用のスポーツ施設で指定管理者が経営する施設である。このスポーツセンターは、大きく本館宿泊棟と増築棟に分けられ、増築棟は平成30年に開設され、本館は「利用者の安全確保」、「利用者目線で快適な施設」、「競技力向上に資する施設」との改修方針の下に、平成28年から令和元年にかけて改修工事がなされた。

申立人は、兵庫県在住の電動車椅子を利用する脳性まひによる両上下肢不自由及び音声言語機能障害を持つ方である。申立人は、改修が施された本件スポーツセンターに宿泊したところ、宿泊室、トイレ、浴場等に障害者に対する合理的配慮を欠く部分があると指摘し、当会に人権救済申立てを行った。

2　本件の調査

平成25年には共生社会の実現、障害者差別の解消推進を目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体を含む行政機関等には、社会的障壁除去のための合理的配慮について法的義務があるとされている。かかる法律の趣旨に鑑みれば、施設設備の利用ができない、又は著しく利用が阻害される状況にあって、障壁の除去を求めたにもかかわらず、合理的配慮を怠り、利用不可能又は著しく利用ができない状況のまま放置されたならば、平等権、人格権、移動の自由といった人権を侵害することとなる。かような合理的配慮の有無の判断にあたっては、障害者の人権問題に関する深い知見を必要とすることから高齢者・障害者の権利に関する特別委員会から特別調査員を選任し、さらに都内の障害者宿泊施設へのヒヤリング調査等を行い一般的な施設の水準等についても調査を行った。

3　当会の判断

申立人が合理的配慮を欠くとして指摘した箇所の一部については東京都による改善がされ、その他は施設利用を著しく阻害する等の事情は認められず、人権侵害があるとの認定に至らなかった。

しかし、改善された箇所については、車椅子利用を想定した鏡面の高さ調整、ハンドタオルの高さ調整等であり、申立人の指摘がなくとも容易に想定できるものであって、利用者である障害者や関連団体の意見が適切に取り入れられたならば考慮することができ、かつとりわけ大きな費用負担なく行えるものと認められた。

そこで、障害者専用施設という本件スポーツセンターの性格を有し、前述のような改修方針を掲げながらも、改修するにあたり適切な障害当事者からの意見聴取の機会を設けなかった結果、容易に想定でき、しかも容易に除去可能な社会的障壁を生じさせたと判断し、人権侵害予防の観点からは聴取が不十分であり、人権侵害のおそれがあると判断した。

4　おわりに

本件の処理としては障害当事者からの意見聴取や継続的モニタリング等を実施するよう東京都に要望するに留めた。合理的配慮の場面では、当事者が対話を重ねること、そのための機会が適切に確保されることが重要である。多摩地域にも同様の施設が存在するほか、障害者の利用が想定される施設は多く、施設建設や改修、運営に際して、対話の場が確保されるよう動向を注視していく必要がある。

憲法問題対策センター連載

憲法訴訟のいま

第3回　憲法53条東京訴訟・2023年9月12日最高裁判決について

憲法問題対策センター 委員　伊藤　真（36期）

1　憲法53条後段の趣旨・近年における臨時会召集義務違反

憲法53条は、「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」とする。この憲法53条の後段は、民主主義の基盤をなす国会における議論を保障するために、少数派議員からのイニシアティブによる国会開催を可能にする規定であり、国会による行政監視機能という権力分立の観点からも極めて重要な意義を有する。

憲法53条後段には、召集までの期限について明文はないが、国会議員側からのイニシアティブによって臨時会を召集させることを可能とする憲法53条後段の趣旨からすれば、召集要求を受けた場合に、内閣はいつ臨時会を召集してもよいというわけではない。政府の憲法解釈においても、召集要求がされた場合には内閣は合理的期間内に召集を行うことを決定しなければならないとしてきた（2003年12月16日の参議院外交防衛委員会における秋山收内閣法制局長官答弁など）。また、現政権与党である自由民主党の2012年憲法改正草案53条後段も、召集要求日から20日以内の召集を義務付けている。

しかし、2015年以降、現在（2024年7月10日）までに野党の国会議員らによって5回にわたり憲法53条後段に基づく適法な臨時国会の召集要求が行われているが、いずれも内閣がこれを事実上無視するか、要求から合理的期間（せいぜい20日以内）を大きく超えて召集先送りがされる事態が続いている（下記【表】参照）。

このうち、2017年の臨時国会召集先送り・実質不召集については、召集要求を行った国会議員らが原告となり、全国3つの裁判所（岡山地裁、那覇地裁、東京地裁）に訴訟が提起された。

【表】2009年以降における臨時会召集要求から国会召集までの期間一覧

召集要求日	内閣	召集まで期間	備 考
2009.10. 8	鳩山内閣	18日	この間、2012年発表の自民党憲法改正草案53条後段では20日の召集期限を明示
2013. 9.25	安倍内閣	20日	
2015.10.21	安倍内閣	75日	翌年の常会召集まで臨時会は召集されず
2017. 6.22	安倍内閣	98日	臨時会では審議なく衆議院が即日解散された
2020. 7.31	安倍内閣	47日	首相指名選挙のための臨時会が召集される
2021. 7.16	菅内閣	80日	首相指名選挙のための臨時会が召集される
2022. 8.18	岸田内閣	46日	問題の安倍氏国葬は召集前（9/27）に実施

2　提訴及び訴訟の経緯など

東京訴訟では、召集要求を行った参議院議員の1人が原告として、①主位的に、原告が次に参議院の総議員の4分の1以上の議員の1人として臨時会召集要求をした場合に20日以内に臨時会が召集されるように召集決定をする義務を内閣が負うことの確認を、予備的に、上記の場合に原告が20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの確認を請求する（以下、これらを「確認の訴え」という）とともに、②2017年6月22日の臨時会召集要求に対して、内閣が98日目となる同年9月28日に至って、臨時会を形式的に召集した上、召集した臨時会では全く審議をさせずに衆議院を解散し国会機能を停止させたことにより、原告が召集されるべき臨時会での議員活動を行う機会を奪われたことなどを理由として、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求める請求（以下、「国賠請求」という）を行った。

一審判決（東京地判令和3年3月24日・民集77巻6号1569頁）は、確認の訴えについては国会議員と内閣という国の機関相互の権限に関する紛争（機関訴訟）であり、「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に該当しないなどとして訴えを却下し、国賠請求については、原告が参議院議員として有する権限は直接的には公益を図ることを目的とするもので、損害賠償請求権の存在を基礎付ける法律上保護された利益とは認められないなどとして請求を棄却した。なお、国側の統治行為論の主張は一切採用されていない。二審判決（東京高判令和4年2月21日・民集77巻6号1622頁）も概ね同様の理由で一審判決を維持したので、これに対して、控訴人（一審原告）が上告及び上告受理申立てを行った。

3　最高裁判決の概要

⑴　法廷意見

2023年9月12日（民集77巻6号1515頁）の法廷意見は、確認の訴えについて「機関訴訟」であるとした一・二審の解釈を否定し、「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法令の適用によって終局的に解決することができるものである」として、法律上の争訟性を認めた。

しかしながら、「将来、上告人を含む参議院の総議員の4分の1以上により臨時会召集要求がされるか否かや、それがされた場合に臨時会召集決定がいつされるかは現時点では明らかでない」として、現時点での確認の利益（即時確定の利益）を否定し、上告を棄却した。

また、国賠請求についての判断においては、憲法53条後段の臨時会召集義務について内閣の法的義務である旨を明らかにしたものの、国賠法による救済を否定した原審の判断を維持した。

⑵　宇賀克也裁判官反対意見

これに対して、宇賀克也裁判官の反対意見は、確認の訴えについては、過去における召集要求に対する内閣の対応などに照らして即時確定の利益も認められるとして、召集に必要な合理的期間について「20日あれば、十分と思われる」として、確認の訴えのうち主位的請求に係る請求を認容すべきとした。

さらに、国賠請求についても臨時会の召集遅延につき特段の事情が認められない限り認容されるべきとして、特段の事情の有無及び損害額について原審に差し戻して審理させるべきとしている。

宇賀判事反対意見は、憲法53条後段の趣旨について「少数派のイニシアティブによる臨時会の召集を可能とすることを主眼としたもの」と明らかにしている点においても注目に値する。

4　今後の展望

最高裁判決の法廷意見が臨時会召集義務違反について国賠法による救済を否定したことは失当であると考えるが、確認の訴えが適法とされる余地を法廷意見が認めている（本件において確認の利益を欠くとの判断がなされたのはあくまで事例判断としてである）以上は、今後、国会議員らによって臨時会召集要求がなされたにもかかわらず内閣が放置した場合において、その直後に同様の訴えが提起された際には、内閣が合理的期間内に臨時会が召集されるように召集決定をなすべき義務の確認を求める訴えの利益が認められるものと考えられる。

弁護団としては、今後、臨時会召集要求がなされた場合に内閣の召集義務を求める確認の訴えなどを提起することを検討している。

2024（令和6）年6月28日開催 **東京家庭裁判所委員会報告**

「少子高齢化、在留外国人の増加の進展と家裁が扱う事件の変化について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員　村田 智子（48期）

令和6年6月28日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。テーマは「少子高齢化、在留外国人の増加の進展と家裁が扱う事件の変化について」です。

1　裁判所からの報告

①　家裁調査官による少年事件の動向についての報告

少年事件の事件数は30年間で大幅に減少しているが、事件内容は特別法犯（詐欺等）が増える等、多様化している。昨今の特徴として、少年には感情コントロール力や社会性・共感性の減少、少年の親には孤独・孤立感、子育て不安がみられる。祖父母等と触れ合う機会の減少、SNSの影響と思われる。家裁は、少年に対しては社会奉仕活動やSNSワーク、親に対しては親子ワーク等を実施しているが、少年の生活体験を広げるために効果的な方法があれば教えていただきたい。

在留外国人は10年間で1.5倍に増加しているが、在留外国人犯罪少年の総数は減少している。幼少期から日本で生活している少年には言葉の問題により親とのコミュニケーションが上手くいっていない等の、学齢期の途中で来日する少年には日本語を話せない等の、留学生の場合には父母が日本にいない等の問題が見られる。家裁は、通訳を介して説明をする、親が日本にいない場合は日本語学校の教師に協力を求める等の工夫をしているが、外国人少年に対する指導の際に留意する事項があれば教えていただきたい。

②　家裁裁判官による家事事件に及ぼす影響（成年後見事件等を中心に）の報告

親族申立てが減少（首長申立てが増加）し、後見人に親族が選任される事件も減少している。親族後見人の減少により、親族ではない後見人が「身元保証」や「医療同意」を求められる、死後事務の困難化等の問題が生じている。関連して、相続放棄の件数、空き家率、相続財産清算事件が増加している。

③　家裁裁判官による渉外家事事件の動向についての報告

在留外国人の増加に伴い、渉外家事事件は10年前と比較して約1.5倍に増加した。全国の家事事件に占める東京家裁の事件数は11.6％だが、渉外家事事件については19.9％であり、渉外家事事件の占める割合が大きい。そこで、東京家裁では、日本で唯一、渉外家事事件係を設置している。渉外家事事件の特徴として、外国法の調査と理解が必要、言葉の壁や文化的背景の違いによる意見調整の困難さ等がある。国際感覚が豊かな調停委員を確保するための工夫についてうかがいたい。

2　意見交換

①　報告①に関しては、「少年の生活体験を広げるためには地域のコミュニティの諸活動に参加することが有意義ではないか」という意見や、外国人少年について「日本語教育が重要」、「同じ国の人が多人数集まるとその国の慣習等を優先する傾向があるので注意すべき」、「同年代の日本の若い学生が接することが有効」という意見が出されました。

②　報告②に関しては、「以前より首長申立てをしてもらいやすくなったと思う」、「医療機関としては承諾書がなければ手術等をしにくいという問題がある」、「空き家問題に対応するには生前贈与のハードルを低くする等の対応が必要ではないか」との意見が出されました。また、親族以外の知人等を成年後見人に選任することや、相続人不存在の場合に特別縁故者でない者が死後事務を行った際の取扱いについて、意見交換がなされました。

③　報告③に関しては、「渉外家事事件を担当している弁護士を家事調停委員として活用できるのではないか」という意見が出ました。

3　次回は、令和6年11月27日開催で、テーマは「世代や立場の異なる職員の多様な意見と経験を活かすための方策」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

＊問い合わせ先：司法調査課　TEL 03-3581-2207

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第27回 太平洋戦争・臨戦態勢・敗戦〈その1〉

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会座長 三澤 英嗣（48期）

1 太平洋戦争の勃発

昭和12年日中戦争が始まり、翌年には国家総動員法が公布・施行された。日中戦争の泥沼化の中で、日本は、昭和16年12月8日未明、ハワイ真珠湾にある米国海軍基地を攻撃した。太平洋戦争の勃発である。

日本弁護士協会や東亜法曹協会は誓詞や決議を行い、当会も、同年12月27日、日本弁護士協会と連合して、対米英宣戦大詔奉戴式並びに戦勝祈願祭を開催した。同日付祈願文は、以下のとおりである。

> 日本弁護士協会東京弁護士会々員一同謹而白ス
> 畏クモ曩ニ宣戦ノ大詔ヲ拝シ感激ノ至ニ堪ヘス
> 米英東亜ヲ侵略シテ暴戻ヲ極メ相包囲シテ皇国日本ノ進路ヲ阻止ス
> 茲ニ於テ彼等ノ包囲陣ヲ壊滅シ大東亜ノ興隆ト共栄ノ為メ敢然トシテ皇軍ノ蹶起ヲ見ルヤ旬日ナラズシテ米英ノ太平洋艦隊及空軍ノ主力ヲ撃滅シ太平洋ヲ制圧シテ其ノ三大拠点ノータル香港ヲ攻略シマニラノ陥落亦将二近キニアラムトス
> 真ニ大御稜威ノ下皇軍将士ノ武勲ト一億国民ノ団結二因ラザルハナシ
> 今ヤ皇国ノ隆運ハ曠古未曾有ノ躍進ヲ遂ゲントシ新東亜黎明ノ暁鐘ヲ聞ク
> 日本弁護士協会東京弁護士会々員一同ハ在野法曹トシテ新秩序建設ノ責任愈々重且大ナルヲ加フル二当リ決意ヲ新ニシ総力ヲ挙ゲ聖旨ヲ奉戴シ聖戦ノ本義二徹シ誓テ皇軍ノ忠勇ニ応ヘ鉄石ノ意志ヲ以テ司法報国ノ誠ヲ致サンコトヲ期ス
> 伏而希クハ神明皇国ノ上ニ加護ヲ垂レ給ハムコトヲ日本弁護士協会東京弁護士会々員一同忠誠ヲ披歴シ恭シク祈願シ奉ル　恐惶再拝

その後、会内の態勢は臨戦即応の色を濃くしていき、昭和17年1月には東京弁護士会特別防空群として防空活動を行い、当会会員による宮城外苑整備の勤労奉仕も行われた。同年5月には戦歿ならびに物故会員の合同慰霊祭が執行された。

同年2月5日の臨時総会では、大日本弁護士会連合会の名をもって陸海軍に飛行機等を献納するための寄付を募集する件を承認し、同年9月10日の臨時総会では、「総力戦下ノ時局ニ即応スル司法体制、弁護士体制ノ確立ニ関スル件」が上程され、戦時体制確立委員会の設置が可決された。

因みに、同年6月、日本は、ミッドウェー海戦で大敗北を喫している。

2 大日本弁護士会案

昭和17年11月28日の臨時総会にて、前記戦時体制確立委員会の成案を審議した。

この成案には、大日本弁護士会（仮称）を設立し、それに伴い大日本弁護士会連合会の廃止や日本弁護士協会の解散を期する旨が記されていた。その趣旨は、「従来の各弁護士会単位の大日本弁護士会連合会は個々の会員を基盤としていない点で弱体であり、現下の時勢に不適当であり、各弁護士個人を単位とした大日本弁護士連合会を作り、その強力な団結力により、法曹報国の具現を期す」ことにあった。このとき、第一東京弁護士会は了承していなかったが、足下に迫る情勢では、そのようなことにこだわっておられず、各地においても全国一丸となった弁護士会の設立を要望している等の説明のもとに提案された。最終的には満場一致をもって、全国弁護士団体結成をなすこと、その実行については理事者及び委員会に一任することとなった。第一東京弁護士会が反対していたこともあり、統一問題は難航したが、昭和19年に大日本弁護士報国会が結成され、弁護士会も総動員体制を目指していったのである。

役立つ！会務活動

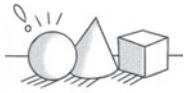

vol.20

日々の実務に役立つ！会社法部のご紹介

会員　三木原 健太（69 期）

1　定例会について

会社法部では、原則として毎月第２木曜日の午後６時から８時に部員による報告が行われています。報告のテーマは多岐にわたっており、最近では、会社法の最新論点、最新判例研究、株主総会に関する情報交換会、役員報酬と法人税法、金商法入門等の報告を実施又は予定しています。

定例会は弁護士会館の会議室にて開催していますが、新型コロナウイルス感染症の流行以降、ウェブでの参加も可能となっています。

2　その他の活動

毎月の定例会に加えて、会社法部では、これまでに『新・株主総会ガイドライン』や『新・取締役会ガイドライン』（いずれも商事法務）等、会社法に関わる多くの実務書を発行しています。

また、毎年５月頃には、弁護士会館クレオにて「株主総会公開講座」を開催しており、部員に限らず会社法実務に携わるすべての実務家向けに、株主総会に関する最新の情報を共有する機会を設けています。今年はコロナ明けで令和元年以来の開催ができました。

3　日々の実務に役立つ内容であること

毎月の定例会は、いずれもテーマとなっている分野に精通した実務家・研究者の方々による報告で、参加者との議論や質疑応答も含めて、毎回、日々の実務に役立つ情報を得ることができます。

また、企業内弁護士や研究者も複数名参加しており、企業から相談を受ける立場の弁護士としての視点だけではなく、企業内部や学術的な視点からの報告、コメントも議論が深まるポイントのひとつです。

定例会後は、懇親会を開催しており、更なる親睦を深めるとともに、会社法に限らず、部員が日々取り扱っている事件に関する相談や情報交換の場ともなっています。

当部では、新入会員に限らず、随時新入部員を募集していますので、入部してみたいとお考えの方は東京弁護士会業務課に是非お問い合わせ下さい。

しりとり　秋バージョン

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70　湯島：1971－93　和光：1994－

24期(1970/昭和45年)

酒と遊びの日々

会員　中島 義勝（24 期）

1970年４月修習開始。前期は紀尾井町、後期は湯島の研修所で修習した。

わたしに限ってのことですが、よく酒を飲んだこととよく遊んだことしか覚えていない。

紀尾井町庁舎（最高裁判所提供）

湯島庁舎（最高裁判所提供）

1　起案の思い出

唯一記憶している起案がある。それは前期の民弁の答弁書の自宅起案。「請求の趣旨」に対する答弁は「請求棄却」を求めるとごく普通に書いたものの、「請求の原因」に対しては、「請求の原因に対する認否および被告の主張は追って主張する」と書いて提出した。続けて、「弁護士の被告と関係者からの事情聴取は極めて不十分である。再度事情聴取すべきである」という趣旨の文を書いた。後日、民弁教官から呼び出しを受けた。教官曰く、「中島君のいうことはもっともである。しかし、研修所の起案であるから、書いてもらわないと教官の私が困る。何とか書いて提出するように」と諭された。

2　実務修習

実務修習地は埼玉県浦和であった。当時の浦和地方裁判所は明治28年建築の日本で一番古い木造２階建ての庁舎であった。冷房は扇風機、暖房は石油ストーブ。この石油ストーブが実務修習のよき思い出となった。

(1)　おでんパーティー

秋も深まった頃、裁判官の指導のもと、判事室のストーブ上の大鍋でおでんを炊きはじめた。夕方執務が終わる頃におでんが完成。判事室に職員を呼び、裁判官を囲んでおでんパーティーの開始である。おでんに茶碗酒そして裁判官・職員とのとりとめのない会話で盛り上がった夕べであった。

(2)　花札に興じる

とある賭博開帳図利の刑事裁判の傍聴後、判事室に戻ると、裁判官から修習生に対して、花札賭博を知っているかとのお尋ね。当然修習生は知らないと答えると、それは駄目だ、「これから花札賭博を開帳する」と宣言。その辺にあった紙で紙幣を作り、別室に移って花札開始。赤と黒の花札を使うことをはじめ、いろいろと教えていただいた。花札に興じたひとときであった。

(3)　仕事が終わると茶碗酒

当時浦和では、検察修習は検事室にて修習した（裁判修習は判事室）。夕方になり仕事が一段落すると、ロッカーから一升瓶と乾き物のつまみを出してきて、検事、事務官と茶碗酒宴会の始まりである。時には、数名の修習生を連れて近所の居酒屋の奥の個室（他のお客に話が漏れない配慮）で開宴である。そこでよく検事になれと口説かれたことを思い出します。

(4)　弁護修習―ご自宅で一杯

御指導いただいた弁護士は、ご自宅の一部が事務所で事務員はおらず、すべてのことを弁護士ご自身でなされていた。夕方になると飯を食ってけと、奥様の手料理でお酒をよくご馳走になった。ご夫妻にはとてもかわいがっていただいた。

(5)　まだあります

体力も大事と運動会、列車試乗という名の旅行会、競輪場視察と称して車券買い・・・・・・！

まだまだありますが、紙面が尽きました。

古きよき時代であった。

セカンドキャリアとしての弁護士生活

会員　生井 みな絵

1　弁護士以前

私は、大学卒業後、公立小学校の教員として、毎日何十人もの子どもに囲まれて働いていた。「担任している子どもを相手に授業をする」「担任するクラスで起こる様々な出来事を子どもと一緒に乗り越える」ことは、おそらく、世間一般で考えられているよりもずっと面白く、また、創造的な仕事であり、私は自分の仕事が好きだった。

しかし、自身の３人目の出産を契機に、思うところがあり、働きながら夜間法科大学院に通い始め、司法試験に合格すると、修習開始前日に退職した。

2　セカンドキャリアの悩み、強み

東京での修習に参加して驚いたことの一つは、思った以上に、年齢を重ねたセカンドキャリア修習生がいたことだ。前職は様々で、金融機関、IT企業、官公庁、他士業などなど・・・さすがに元小学校教員には出会わなかったが、皆さん、それぞれに信念があるからこそ、決して簡単ではない道を選んだことが感じられた。

弁護士登録してから約半年が経過したが、やはり、中年になってから全く新しい世界に飛び込むのは、大変である。相応の覚悟はしていたけれど、できないこと、分からないことだらけな上、失敗も多く、周りの方々に助けていただきながら、ゼロからスタートして積み上げていかなくてはならない。どうしても前職と比較してしまうため、これはなかなかのストレスである。

他方で、もちろん、セカンドキャリアであるからこその強みもある。その最大のものは、何と言っても、直接前職と関係のある案件を担当したときであり、このときの効果は足し算ではなく掛け算並みに、いろいろな解決策や事態の打開方法が見えてくると感じている。

例えば、私は、子どもの人権と少年法に関する特別委員会に研修員として所属しているので、先日、いじめ予防授業を担当する機会があった。このときは、指導案作成から板書計画、発問の仕方、授業での子どもの反応に対する声のかけ方など、前職で身に付けた特殊技能を使い、委員会がいじめ予防授業に込めた趣旨に沿う授業になるよう工夫ができた。自分の得意な分野で子どもと関わることができ、楽しかった。

また、間接的ではあるが、事実関係・主張を文書にまとめる際や、依頼者とのコミュニケーションの中でも、前職での経験が活きているなと感じることもある。どんな仕事に就いたとしても、社会人として共通に求められるスキルがあることが、改めて実感できた。

3　新人弁護士としての抱負

世の中には数えきれないほどの分野があり、どの分野に目を向けたとしても、そこには必ず法律問題がある。前職で経験した教育、子どもに関する分野はもちろん、これまで縁のなかった分野についても勉強をして、自信をもって取り組めるように努力していきたい。

そして何より、心身ともに健康で、前職以上にこの仕事を続けていけるようにしたい。そのためには、最近すっかり足が遠のいてしまっているフィットネスジム通いを再開し、筋肉をつけて基礎代謝を上げていこうと思う。

お薦めの一冊

『ひとりぼっちの政一（まさいち）』

橋本ときお 著　絶版

52年目の感想文

会員　保高 睦美（69 期）

「お薦めの一冊」というタイトルではあるが、1972年度青少年読書感想文コンクールの課題図書（小学校）だったこの本は、絶版になっており、今、読むことは難しい。それでも紹介したいと思ったのは、ここで描かれる少数者に対する偏見や差別は52年たった現在も続く問題だと思ったからである。

突然、特殊学級に

小学6年生の新学期、政一は突然、校長先生から新設の特殊学級（現在の特別支援学級）に入ることを告げられた。

政一に障害はない。父母のいない政一を引き取った親戚の“ばあちゃん”が政一を問題児扱いし、「直してもらうために」特殊学級を希望したのだった。学校側も特殊学級を、勉強のできない「悪い子」を直すところだと考えている。これが、当時、現役の教師であった作者の体験に基づくものなのかはわからないが、その設定自体は特に問題視されてはいなかったようだ。

いい子ってなんや

5年生までの友達は特殊学級の政一と口をきかなくなる。普通学級に戻りたいという政一に担任の先生は「いい子になれ」という。「いい子ってなんや」という問いに先生もはっきり答えられない。

大雨で集団下校するとき、政一は集団を離れ、足が不自由な子の手を引いて家まで送っていった。いい子だと思う。なのに、優等生の班長は、みんなに迷惑をかけたと政一を怒った。

夏休み。サザエ採りのコツを教える政一の周りに同級生が集まり、これで皆との仲が戻ったと期待するが、学校が始まればまた相手にされなくなる。

ひとりぼっちの政一の寂しさや辛さが、能登の四季の風物の中で描かれる。

ひとりぼっちじゃなくなった政一

「しゃばには、どうにもならんこともあるもんや」とばあちゃんが言う中、政一は、入院費が払えない同級生のために、町の病院に入院を頼みに行く。それをきっかけに同級生は無償で手術ができるようになり、大人たちは政一を「いい子だ」とほめた。普通学級の生徒も政一を無視しなくなった。

卒業式の日、式場に広がった拍手のうずの中、卒業証書を頭上に掲げる政一の目には涙が光っていた。政一は、ひとりぼっちではなくなったのだ。

めでたしめでたしでは終わらない

しかし、話はそこで終わらない。なんと作者は「おわりに」として、後日談を用意していた。数年後、職場を訪ねた作者に、政一は「あのときのことは、わすれてしまいたい」と絞り出すように答える。特殊学級出身者に対する世間の偏見が、政一を苦しめ続けていたのだ。

「どうにもならんこと」では済まされない

昨年、旧優生保護法国家賠償訴訟の原告の一人である北三郎さん（仮名）の話を聞く機会があった。北さんに障害はなかったが、問題行動があったとして教護院（現在の児童自立支援施設）に入所中、何も知らされないまま手術をされた。とつとつと訴える北さんと政一の姿が重なって見えた。

そして、今年7月、最高裁大法廷判決で、被害者救済に向けて大きく動き出した。やはり、何とかなるものなのだ。関係者の熱意と努力と長い時間が必要ではあるが――と書いたところで、待てよと思う。

裁判では、原告の多くが差別を恐れ、実名や顔を隠して戦わざるを得ず、それは現在も続いている。

「しゃばには、どうにもならんこともあるもんや」で終わらせてはならない。

シン・大運動会

会員　入澤 武久（55期）

1　歴史ある「大運動会」

皆さんは、当会会員によって脈々と運営されている「大運動会」をご存じであろうか？ すでに、本誌でも深澤佳己会員による古の運動会（スーツや和装で運動会に参加！）の解説がなされている*が、半世紀を超える歴史を持つ、伝統あるレクリエーションである。

わたくしが初めて参加したときの「大運動会」会場は、六義園の脇にある六義公園運動場であった。当時の「大運動会」は、観客席に酒屋さんは来るは、お寿司屋さんは来るはで、初参加のわたくしはこんな運動会もあるのかと刮目した。今は廃止となっている参加費を徴収されたものの、「こんなにワンダーな世界を心から楽しみたい」とはまってしまい、以来、10余年にわたって運営サイドとして汗をかいて励んできた。

その間、六義公園運動場から、日体大グラウンド、日大文理学部グラウンドと場所を移して、しぶとく開催されてきた。コロナ等による休止もあったが、昨年は不死鳥の如く私学事業団総合運動場を会場として復活し、本年は改修工事が終了した日大文理学部グラウンドで開催される予定である。

今年も来るぞ！ TLC特約店!!

2　今年度の「大運動会」

半世紀を超える歴史を持つ「大運動会」ではあるが、古色蒼然とした運動会ではない。

今年度は、会員の福利厚生的な側面においては、大腸がんに対する啓蒙活動を行う予定である。さらに、当会の公式キャラクターである「べんとらー」を使った広報活動も展開する。来場者だけのお楽しみとして、TLC（東京都弁護士協同組合）フェスタも同時開催する。今年は、車の実車展示があるかも知れない。さらには、日本橋が誇る老舗洋食店のキッチンカーも登場する予定である。なんとなんと、真っ黒い3代目が来場するという噂もある。

東弁公式キャラクター『べんとらー』

今年のキッチンカーはこの人！

さぁ、皆さんも11月3日は「大運動会」に参加しようではありませんか！ 豪華賞品・景品をゲットできますぞ。京王線の下高井戸駅乃至桜上水駅から徒歩圏内にある日大文理学部グラウンドに足を運んで、屋外で一日を過ごしましょう。きっとよく眠れますよ。

＊：LIBRA2020年10月号コーヒーブレイク「東京弁護士会大運動会（と深澤家）の歴史を振り返る」
https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2020_10/p41.pdf